

〈論 説〉

会計上の実現概念の拡散と収斂（2・完）

——アメリカにおける実現概念の系譜（1957—1985年）——

岡 村 勝 義

〈目 次〉

- I. 問題の所在——「なぜ」「いま」実現概念か——
- II. AAA 1957年版会計基準における実現概念
 - 1. 二種の実現概念
 - 2. 57年版会計基準における実現概念の位置および役割
 - 3. 57年版会計基準の実現概念の問題点
- III. 長期性資産分科会および棚卸資産測定分科会における実現概念
 - 1. 棚卸資産測定分科会における実現概念
 - 2. 長期性資産分科会における実現概念

〔以上 『商経論叢』 第25巻第4号（1990年）〕
- IV. 実現概念分科会における実現概念
 - 1. 保有損益の報告に関する三つの見解
 - 2. 保有損益の記録・報告を巡る論点——未実現保有損益は純利益を構成するか——
 - 3. 保有損益の記録・報告を巡る論点——57年版会計基準の「実現」なる被定義項の終焉——
 - 4. 保有損益の記録・報告を巡る論点——伝統的実現概念の変質化と新たな実現概念の胎動——
- V. 新たな実現概念の台頭
 - 1. 新たな実現概念の生成——Horngren 説——
 - 2. 新たな実現概念の生成——外部財務報告分科会の見解——
- VI. FASB SFAC No. 6（No. 3）と No. 5 における実現概念
 - 1. FASB SFAC No. 6（No. 3）における実現概念——再分類概念と

しての実現概念の確立——

2. FASB SFAC No. 5における実現概念——伝統的実現概念への回帰か

VII. 結びに代えて——わが国に投げかけた新たな問題——

{以上 本号『商経論叢』第26巻第3・4号}

IV. 実現概念分科会における実現概念

1. 保有損益の報告に関する三つの見解

長期性資産分科会と棚卸資産分科会と並行して、1963年に、アメリカ会計学会の常務委員会 (Executive Committee) の諮問委員会として「諸概念および諸基準委員会・一般分科会」(Committee on Concepts and Standards — General) (以下、「一般分科会」と呼ぶ) が設置された⁽¹⁾。かかる分科会は、諸概念および諸基準委員会の将来検討するに足る課題の答申を任務としているが (Kell [1964] p. 422), 直截にはその任務は、「57年版会計基準についての補足意見書を作成するに当たって、いかなる問題が学会の担当グループによって検討され研究されるべきか」(General [1964] p. 425) を明らかにすることである。「理論と実務の全体的な構造が依拠する基礎的な諸問題」(General [1964] p. 431) あるいは諸概念として、「企業実体」, 「対応概念」, 「実現」, 「重要性」, 「継続性」および「客観性」の六つのものが掲げられ、「企業実体」, 「対応概念」および「実現」の三つの問題について1964年に検討されることになり (Kell [1964] p. 422), その報告書が1965年に提出されている (Welsch [1965] p. 430)⁽²⁾。

「1964年度諸概念および諸基準調査研究委員会・実現概念分科会」(1964 Concepts and Standards Research Study Committee — The Realization Concept) (以下、「実現分科会」と略す) は、一般分科会の挙げた「実現」概念を特に検討することを目的にして設置された⁽³⁾。これは一般分科会の指摘する11に及ぶ検討課題⁽⁴⁾を視野に入れつつ、「57年版会計基準の実現を実質的に拡張し、部分的に修正する」(The Realization Concept [1965] p. 312)⁽⁵⁾ ことを意図する報告を行って

いる。

実現分科会は、長期性資産分科会と棚卸資産分科会と同様に、投資者の投資意思決定および経営者の業績評価に役立つ会計情報の提供という57年版会計基準の基本的な会計目的を踏襲し、それを具体的に敷衍しようとする。このようなアプローチは、「営業権を除くすべての資産価値の変動結果は、それが十分な証拠に支えられている限り勘定で記録されるべきである」(p.312)という実現分科会の立場、そしてそれに依拠した保有損益の勘定における正式な計上への論理展開へと発展してゆく。

長期性資産分科会と棚卸資産分科会において保有損益の記録と報告を巡って論議された実現に関する問題は、実現分科会においては三つの立場に分かれて議論される。それぞれの立場（各立場をここでは〔A〕、〔B〕および〔C〕説と表わすこととする）を要約するならば、以下のようである（pp.321-22）（また第Ⅲ節の〔仮設例〕を用いて、かかる三つの立場の損益計算書および貸借対照表上の株主持分区分を示すならば、〔図表Ⅳ-1〕のようになる）。

〔A〕説 損益計算書における報告純利益は営業利益と実現保有損益とから構成されるものの、実現保有損益は営業利益とは別個に示される。かかる報告純利益に未実現保有利得の増加分（減少分）または未実現保有損失の減少分（増加分）が加算（控除）され、その合計額は「純利益および保有損益」(net income plus holding gains and losses) という項目で示される。貸借対照表では、資産は現在原価で表示され、また株主持分の区分では、実現留保利益（営業利益と実現保有損益とからなる損益計算書上の報告純利益と同一の額）と未実現保有損益とは別個に示される。

この場合、営業利益は収益取引に基づく収益と現在原価に基づいて計算された費用との差額であり、実現保有損益は当期または当期前の期間で認識された保有損益のうち顧客への販売または当期の費用への賦課によって決着した額である。例えば、現在原価による減価償却費の、取得原価による減価償却費を超過する額は、当期の実現保有利得であって、未実現保有利得の減少分となる（Harold

Bierman, Jr., Homer A. Black, Samuel R. Sapienza の見解《多数説》)。

〔B〕説 営業利益と実現保有利得の合計額を実現利益と呼び、これに未実現保有利得を加算したものを純利益総額とする点では異なるものの、それ以外では〔A〕説と同じ損益計算書形式を採る。留保利益勘定には、かかる純利益総額が振替えられる (Sidney Davidson の見解《少数説》)。

〔C〕説 保有利得について実現または未実現の区別は必要ではなく、営業利益と保有利得とを別個に表示するものの、両者の合計額を純利益額として損益計算書に示す (Jack Gray の見解《少数説》)。

2. 保有損益の記録・報告を巡る論点——未実現保有損益は純利益を構成するか——

〔B〕説は、「利益は富の増加である……資産が当期で処分されると否とにかかわらず、利益は資産価値の変動によって生じる」(p.322) ので、未実現保有損益は純利益を構成する一要素になりうる (p.312)、とする。〔C〕説も〔B〕説と同じ立場に立つと考えられるが、これに対して〔A〕説は、「すべての保有損益を認識するものの、純利益には実現項目のみを含める」(p.322) 方法を採用。これからすれば、一見すると、かかる〔A〕説は未実現保有損益は利益を構成しない、あるいはそれは利益ではないかのように考えているようである。

〔B〕説を採用する Davidson は、〔A〕説と〔B〕説との違いは「当該期間での処分によって確認されない保有損益(未実現保有損益)が純利益になるか否か」(Davidson [1966] p.113 括弧・引用者)にあると考える。しかしながら、Davidson の指摘する問題が実現分科会の重要にして本質的な問題となっていたかどうかはそれほど明確ではない。というのは、〔A〕説では、未実現保有損益は、例えば資本修正額であるという本質的な議論は全くなされず、また〔B〕および〔C〕説においてもそのような議論が全く行われていないからである。⁽⁶⁾

保有損益を実現分と未実現分とに区分する根拠について、〔A〕説は次のよ

うに述べる。「すべての保有損益を認識するものの、純利益には実現項目のみを含める方法は、目的に適合した情報のすべてを開示することになるが、それは同時に、実質的に異なる経済事象について意味のある区別をなす純利益テストにもなっている。……財の売却を含む市場取引が与える証拠の質と、保有資産の取替原価または現在原価の見積の保証との間には違いがあるので、かかる違いは純利益テストの基礎となるべきである。」(p.322)ここに明らかなように、〔A〕説では、保有損益を特に市場取引の有無によって実現分と未実現分とに区別するのは、経済事象の違いのみならず、測定に関する証拠の違いまでもそれによって識別することが可能となるからである。⁽⁷⁾また純利益に実現項目のみを含めるのは、これによって伝統的実現概念に従った純利益と合致する純利益が表示されるからでもあろう。⁽⁸⁾

このように、〔A〕説では、損益計算書上の報告純利益を決定するために実現・未実現の区分が行われる。この意味では、実現・未実現の区分のための規準は「純利益テスト」という役割を担うことになるので、論理的には、未実現保有損益は(報告)純利益を構成しないことになろう。しかしながら、このことから〔A〕説では、未実現保有損益は利益ではないと考えられている、と解するのはいささか早計であらう。

というのは、〔A〕説によれば、「貸借対照表では、累積未実現価値変動額(累積未実現保有損益)は留保利益区分(retained earnings section)において別個の項目として示される」(p.312 括弧・引用者)ので、未実現保有損益は利益の構成要素たることをすでに前提としている、と考えることができるからである。このために、実現分科会においては、未実現保有損益は資本修正か否かの議論が起こらなかったとも言いうる。このことはさらに、〔A〕説における(報告)純利益決定のための実現・未実現の区分は、リポーティングのみの次元で捉えられていることを示唆する。このように考えうるとすれば、損益計算書上の純利益は未実現保有利得を含むか否かという問題は、実現分科会にとってそれほど重要ではなかったとも言いうるのではあるまいか。

かくて、「伝統的実現(概念)の識別力」(p.322 括弧・引用者)を認め、その

概念を「純利益の決定よりはむしろ純利益の再区分のために用いる」（p.322）ことを提唱する〔B〕説の考え方は、〔A〕説にもそのまま当てはまることになる（以下において、この両説を〔AB〕説と表わすが、これは実現分科会の多数説を⁽⁹⁾なす）。かかる両説は、57年版会計基準の実現概念（業績評価性実現概念）と伝統的実現概念（処分可能性実現概念）との統合化を図っていると考えられるので、棚卸資産分科会の〔2〕説の立場と同じ系統に属するものと言えよう（〔図表N-1〕参照）。

3. 保有損益の記録・報告を巡る論点——57年版会計基準の「実現」なる被定義項の終焉——

〔C〕説は、「保有利得の認識に当たっての証拠が充分であれば、（実現・未実現という）さらなる区別は不必要である」（p.322 括弧・引用者）とする。この根拠としてこれは、「実現利益と未実現利益との区別は（キャッシュ・フローに関する）不確実性の尺度としてあまりに粗雑すぎるので、それは意味がなく、またその区別によって、報告項目の最終的なキャッシュ・フローをもたらす確率について、報告書の利用者が誤った評価をしてしまうことにもなりかねない」（p.322 括弧・引用者）点を挙げる。すなわち、処分可能性実現概念はキャッシュ・フローに関する不確実性の尺度としては充分機能しないと解され、それは放擲されてしまうのである。このために、〔C〕説では業績評価性実現概念に沿った実現の解釈が結果的になされることになるろう。かかる立場は、業績評価性実現概念を支持して、処分可能性実現概念を顧慮していないので、棚卸資産分科会の〔1〕説と長期性資産分科会の立場と同じ系統に属するものと考えることができよう（〔図表N-1〕参照）。

しかしながら、実現分科会における保有損益の報告に関する〔AB〕説と〔C〕説との間には、棚卸資産分科会の〔1〕説と〔2〕説のような激しい対立は見られない。何故であろうか。

実現分科会の〔C〕説は棚卸資産分科会の〔1〕説と長期性資産分科会の立場と同じ系統に属すると解されるが、しかしその主張はそれらと全く同じわけ

ではない。というのは、〔C〕説では、57年版会計基準の実現概念の内容（定義項）は取り入れられるものの、そこでの実現の用語（被定義項）は採用されていないと考えられるからである。すなわち、〔C〕説は明確な根拠を示しているわけではないが、57年版会計基準の「実現」なる被定義項を使用せず、むしろ暗黙のうちにそれを排除するのである。これからすれば、〔C〕説は棚卸資産分科会の〔1〕説の単なる再論ではないのである。このように、57年版会計基準の実現概念の被定義項が暗黙のうちに排除されている関係は、実は、実現分科会の他の見解すなわち〔AB〕説においても見られる。なぜならば、伝統的実現概念の識別力を認め、その概念を純利益の決定よりはむしろ純利益の再区分のために用いようとする〔AB〕説は、その主張においてもともと57年版会計基準の実現概念の被定義項を認めていないからである。

かかる〔AB〕説の立場をより鮮明にしている Horngren によれば、57年版会計基準の実現概念の「実現」なる被定義項に代わりうる名辞として「認識」(recognition) が示されている (Horngren [1965] p. 325)⁽¹⁰⁾。実現分科会が57年版会計基準の実現概念の被定義項として、Horngren が掲げる「認識」なる名辞と同一の名辞を措定しているかどうかは明らかではないが、「実現」なる名辞を被定義項から除去するという「(57年版会計基準の実現の)部分的な修正」(p. 312 括弧・引用者) が実現分科会で行われていると考えることができる。このために、実現分科会では実現の用語を巡る対立あるいは論争が表面に出てこなかったと言えるのではあるまいか。

57年版会計基準の革新的な実現概念の提唱によって惹き起こされた実現概念の混乱は、実現分科会が「実現」なる名辞をその被定義項から消去したことによって、一挙に終息したと言えそうである。これとともに、棚卸資産分科会の〔2〕説および実現分科会の〔AB〕説が通説的な考え方となってきたとすることができよう。しかしながら、通説的なそのような考え方においては、57年版会計基準の実現概念の定義項がそのまま採用されているために、今度は伝統的な実現概念の変質化あるいは質的転換が不可避となってくる。それにもかかわらず、実現分科会は、かかる業績評価性実現概念と処分可能性実現概念との

統合化に内在する問題を必ずしも十分に意識していない。このために、実現分科会が収益取引に関して析出した実現概念と、実現分科会が推し進める保有損益の認識との間に重要な齟齬が生じてしまうのである。

4. 保有損益の記録・報告を巡る論点——伝統的実現概念の変質化と新たな実現概念の胎動——

実現分科会は、「当該会計実体と独立の外部者との間の財貨および用役の交換に関する取引」を「収益取引」(revenue transactions) (p.313) と呼ぶが、かかる取引において、「現在認められた実現テストは市場取引において提供した用役に対する客観的に測定可能な流動資産の受領を要求する」(p.314)。そこで、かかる収益取引において適用されてきた実現概念の諸要件を、実現分科会の見解に従いつつ検討することにする。

かかる実現テストは「受取った資産の性格」に関する要件、「市場取引の存在」および「用役遂行の程度」に関する要件の三つからなり (p.314)、これらの要件のすべてが充足されたときに収益（または利益）が認識される。実現分科会によれば、受取った資産の性格に関しては、「流動性」と「測定可能性」という二つの属性が考えられる。取引の対価が現金や短期の受取債権などの場合には、かかる二つの属性はともに充たされる。しかし、「減債基金の利息や割引価額で購入した社債の償還期に至るまでの実価の増加を実現収益とする」(p.315) 実務を考慮に入れるならば、流動性よりは客観的な証拠に基づく測定可能性の属性の方が共通の属性たりうるので、「受取った資産の流動性よりは客観的な測定可能性の方が実現収益を記録する場合に決定的となる。」(p.315)⁽¹¹⁾ このことから、かかる分科会では、「実現収益の認識において必要とされる本質的な属性として、流動性ではなくて測定可能性が強調される」(p.315) ことになる。

市場取引の存在に関する要件は、収益が記録されるためには「当該企業は直接に市場取引に参加している一当事者でなければならない」(p.315) ことを要求する。「収益が実現されるためには、市場取引が必要であるという考え方は

一般に受け入れられている」(p. 315) ので、実現分科会においてもかかる要件の必要性が認められる (p. 315)。

用役遂行の程度に関する要件では、収益取引において提供される財貨または用役に対していかなる時点で収益を記録するか、すなわち受注、注文品の生産、製品の引渡、現金の回収という用役遂行のいかなる段階で収益を記録するかが特定される。実現分科会は、「売主が収益獲得活動において決定的事象 (crucial event) となる行為を遂行したかどうか」(p. 316)⁽¹²⁾ に従って、現金販売や通常の信用販売だけでなく、予約販売や割賦販売などの特殊な販売形態についても収益を記録すべきである、とする (pp. 316-18)。

かかる考え方によれば、当該企業のリスクなどが決定的事象を遂行することによって除去されたときに、収益が実質的に獲得されたことになる。例えば、雑誌予約販売の場合には、企業にとっての決定的事象は予約を取り現金 (予約金) を受け取ることであるから、未完了用役の原価 (雑誌発行費用) を正確に見積ることができるならば、その時点で相当程度の収益が計上され、残りの部分は雑誌が発行され郵送される期間で記録されることになる (pp. 316-17)。このように実現分科会は、「顧客への用役の提供というテストに代えて、収益獲得過程において決定的事象が生じたときに実現収益をまずもって認識するというテストが採られるべきであると勧告する。」(p. 318)

収益取引について、「受取った資産の性格」に関係して重視される「測定可能性」の要件と、「用役遂行の程度」に係る「決定的事象」との両要件は、「提案された変更は実現収益の認識時点を早めることになろう」(p. 318) と実現分科会が述べるように、確かに保有損益の認識までも射程に入れうるほどに認識時点を早め、なおかつ認識範囲をも拡大させている。

測定可能性の要件について言えば、実現分科会は、物々交換取引において取得した棚卸資産の客観的評価によっても実現収益の認識が可能となるほどに、測定可能性の要件を拡大して解釈する (p. 315)。測定可能性の要件に含まれている客観的な証拠に基づく測定をことさらに強調するならば、未だ市場取引を伴わない単なる期末保有資産の価値変動額すなわち保有損益の認識が可能とな

ってくる。また用役遂行の程度について展開された決定的事象の考え方によれば、決定的事象は販売だけでなく、「有利な購入、契約上の有利な付け値、主たる用役の提供を示すその他の事柄、あるいは『保有資産の市場価値のなんらかの変動』」（Horngren [1965] p. 327）であることもありうる。これからすれば、決定的事象の要件は期末保有資産の保有損益の認識を排除しないのである。

しかし、問題は「市場取引の存在」なる要件である。というのは、かかる要件は、保有損益の認識までも含む認識の早期化を可能にする測定可能性と決定的事象の両要件の桎梏となってくるからである。市場取引の存在なる要件は、当該企業が市場取引の直接の一当事者でなければならないことを要求する。実現分科会によれば、かかる要件と他の二つの要件——測定可能性および決定的事象——の三つの要件が充たされたときに、収益は実現する。このことは、もしも実現に関するこれらの要件のいずれかが充足されないとすれば、その場合には、収益（または利益）は未実現であるので記帳されるはずがない、ということを示している。

実現分科会が収益取引について抽出してきた実現概念をこのように捉えて、かかる概念を保有損益について適用するとすれば、保有損益の認識などはそもそも問題とする筋合いにない。なぜならば、期末保有資産の保有損益は期末時点で客観的に測定しうるとしても、かかる損益は当該企業が取引の一当事者となる市場取引に基づいて把握されているわけではないからである。すなわち、期末保有資産の保有損益については、「市場取引の存在」なる要件は充たされることがない。このために、実現分科会が収益取引に関して析出した実現概念と、実現分科会が推し進める保有損益の認識との間に抜き差しならない相容れない事態が生じてくることになる。

かくて、「市場取引の存在」なる要件のために期末保有資産の保有損益（特に保有利得）が記録され報告されないとすれば、以下のような Bierman の見解に従うとする議論が実現分科会の多数説のなかで生まれることになった（p. 315）。Bierman は、保有製品が同質的で大きな市場があり、また販売努力をほとんど必要としないような場合には、かかる保有製品を市場価格で販売す

ることのできる確率は100%に近いので、「当該企業は市場取引の一当事者に実際にならなくても、利得は実現したものとみなすことができる」と述べる⁽¹³⁾ (p.315)。つまりは、保有利得の認識が叶わないならば、「(市場取引の存在という) 実現テストを弱める」(pp.315-16 括弧・引用者) ことも辞さない、という到底論理的とは考えられない政治的な議論があったのである。

このようなジレンマとも言える議論の存在は、57年版会計基準の実現概念の定義項と伝統的実現概念との統合化に内在する問題が通説的な〔A B〕説において十分に意識されていなかったことの証左となろう。かかる統合化に内在する問題とは、57年版会計基準の実現概念と伝統的実現概念の両者は同一次元において同時に論ずることができないこと、換言すれば、とりわけ伝統的実現概念の変質化あるいは質的転換を行い、57年版会計基準の実現概念と伝統的実現概念とはそれぞれ別個の次元において位置づけなければならない、ということである。

かかる統合化に内在する問題、すなわち統合化に当たり直面せざるをえないジレンマを抱え込んだ実現分科会は、そうしたジレンマ故に、意識するとしなまいとにかかわらず、かかる問題解決のために新たな実現概念を生み出さざるをえなかった。ここに我々は、新しい実現概念が胎動していると観るのである。⁽¹⁴⁾

註

- (1) 一般分科会の構成メンバーは次のとおりである。William J. Vatter (委員長), Andrew Barr, Homer Black, Oscar S. Gellein, James S. Schindler。
- (2) 企業実体、対応概念および実現以外の、重要性、継続性および客観性の三つの問題は、委員会を組織して研究されることがなかったようである。これに対する一因としては、1966年に『基礎的会計理論』(ASOBAT [1966])が公表されたことが挙げられるように思われる。
- (3) 実現分科会の構成メンバーは次のとおりである。Sidney Davidson (委員長), Harold Bierman, Jr., Homer A. Black, Jack Gray, Samuel R. Sapienza。
- (4) 実現概念について一般分科会は、57年版会計基準が革新的な実現概念を提唱するに伴い、時価主義的傾向が強まり、「一つの概念としての実現がその意味を変え、またその重要性を変えてきている」(General [1964] p.427) ことを認識したうえで、

以下のような11項目にわたる検討課題を提示している（General [1964] pp. 427-28）。

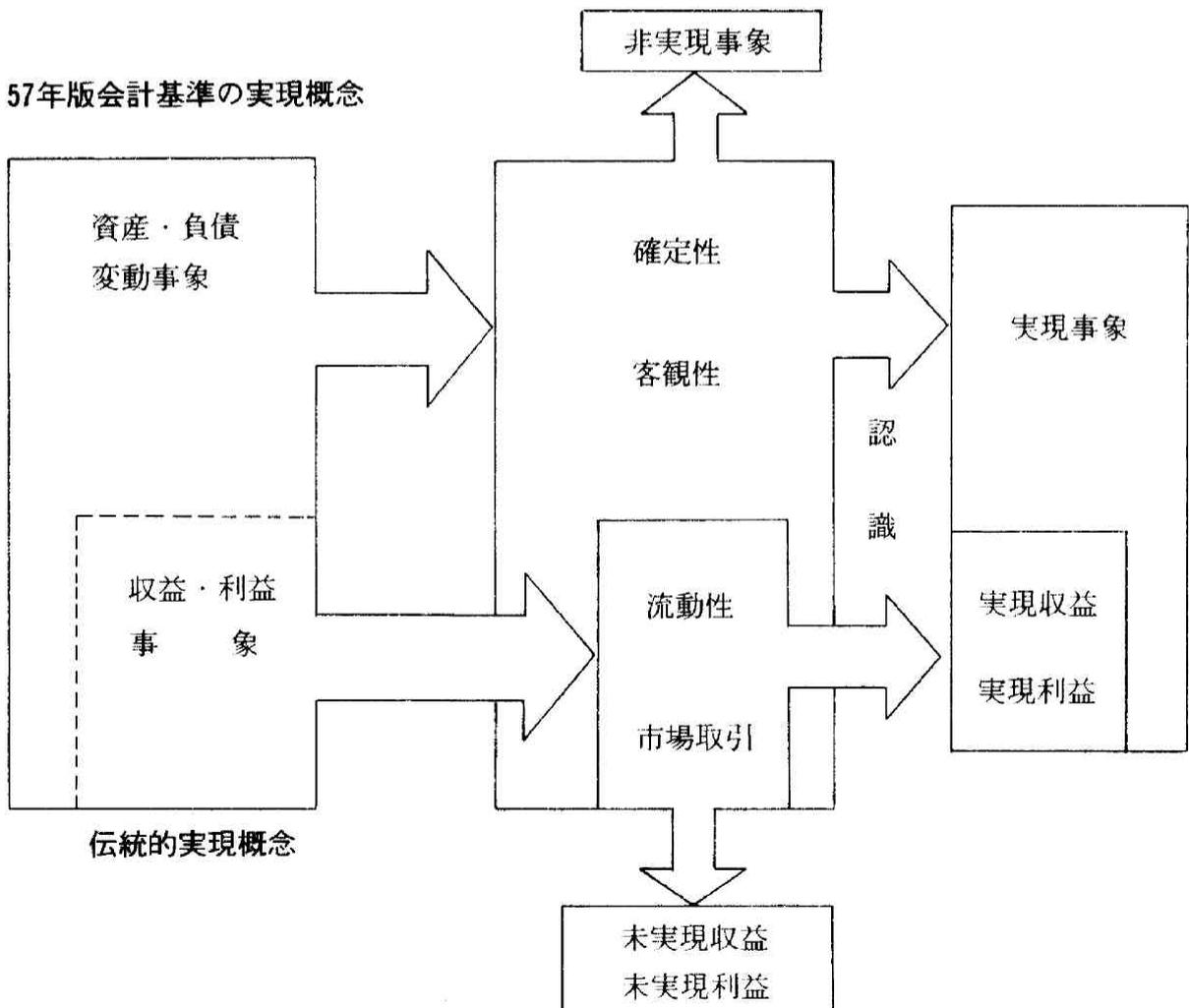
1. 「実現」なる語は一会計概念の表現としては陳腐あるいは曖昧であるのか。会計に携わらない者は実現を、現金を受取った（収益）あるいは現金を支払った（費用）ことを意味すると考えるのであるか。「キャッシュ・フロー」と現金の稼得への近年の強調はこのことを反映しているのか。
2. 通常の場合には、収益または利益（稼得）の実現は販売時点で起こると仮定すれば、ありとすれば、いかなる例外が認識されねばならないか。
3. 次の実務は実現概念に従っているか、それともそれに反しているか。①経過勘定項目である未収利息・未払利息、②長期請負工事契約についての進行基準、③用役の提供あるいは財の引渡の行われる期間に先立って受取った賃貸料、利息、手数料および予約料などの繰延額。
4. 割賦販売において、頭金支払額の多寡、支払契約の条件、個々の取引の頻度と数といった事柄は実現概念の適用に影響するか。
5. 動産の売却において、生産進行度あるいは引渡時点が実現時点を設定するか。
6. 投資会社と保険会社の会計では、ポートフォリオ上の有価証券の利得と損失について「実現」と「未実現」とが区別されているか。これと同一の原則は他の状況にも適用されるべきか。このような区別は妥当か。
7. 保証、返品、貸倒、訴訟上の損失および納税に対する引当金は、もしもそれらは収益を左右するとすれば、実現に関係させるべきである。どのように関係させるべきか。
8. 実現は収益の認識あるいは利益の帰属以外の状況に適用しうる。それはまた、資産および持分の記録と表示に適用しうる。このアプローチを採ったとき、リースを通じて財産使用权を得たときに、貸借対照表上の資産に対する追加額が実現されるのか。これに対応する負債はどのようにになるのか。両者はどのように測定されるのか。有形資産はそのような権利とどのように区別されるべきか。
9. 用役供給契約は、ありとすれば、実現資産または負債としていつ認識されるか。これらは、例えば公益的な設備、パイプラインなどのように、双方向で稼動しうる。
10. 実現は以下の価格変動といかなる関係をもつか。①短期の個別価格の変動、②一般価格水準修正。
11. 資産および持分において未実現収益、未実現利益あるいはそれに相応するものがあるとすれば、いかなる区別が保持されるべきか、またそのような情報はどのように報告されるべきか。

- (5) 本節における実現分科会の報告書からの引用は頁数のみを示すこととする。実現分科会の報告書については多くの論者によって取りあげられ論評されている。例えば、中島 [1965], 加藤 [1965], 若杉 [1965], 浅羽 [1965], 植野 [1965], 山柁 [1965] などを挙げることができる。福島 [1968] は、57年版会計基準から実現分科会までの実現概念を巡る問題を詳細に検討している。
- (6) 例えば、植野は次のように述べている。「根本的な問題として、費用の時価評価による営業利益と保有中の利得ないし損失の明確な区別を強調しながら、それを純利益の内訳区分で示すだけで、保有中の利得ないし損失は、実現と未実現の別なく利益と考えないとの意見がなぜでてこないのか。それを否定するなら否定するで、その説明があってよい。それが会計上の利益の経済学利益への接近のキーポイントであると考えられるだけに、是非とも説明のほしいところである。」(植野 [1965] p. 63)
- (7) [A] 説の純利益決定テストは、経済事象の違いというよりはむしろ、経済事象の測定に関する証拠の質の違いを識別するという機能を持っていると考えられる。というのは、かかるテストでは、営業活動や保有活動といった活動までも識別するものではないからである。しかし、かかるテストの適用の結果、実現損益をもたらしている営業活動と保有活動を明らかにし、他方において、未実現損益の状態の保有活動を区別するという効果を得ることはできる。
- (8) この点については、嶋 [1966] (p. 145) を参照。
- (9) 対応概念分科会 (The Matching Concept [1965]) も [A B] 説と同様の立場を採る。対応概念分科会は「棚卸資産の再評価により生ずる『保有利得』は未実現収益として処理する」(p. 371) とし、かかる棚卸資産が販売されたことによって、それが実現した場合には、「営業純利益」(net income from operations) とは区別して「市場変動および価格水準変動による実現利得または損失」(realized gains or losses from market fluctuations and price level changes) として保有利得を示すことを求める (p. 371)。このような表示が求められるのは、経営者の活動の効率性の評価すなわち業績評価に当たっては、企業の生産または用役活動に対する経営者の効率性のみならず、「市場で有利な立場を占めようとする努力」に対する評価も必要であると考えられているからである (p. 370)。
- (10) 福島 [1978] (pp. 69-82) は「発生」なる名辞を当てる。また Sprouse = Moonitz [1962] (p. 11) も参照。この点の分析は第V節において詳しく行う。
- (11) Horngren は、流動性の要件が適合しえない実務として、これら以外に、固定資産を含むような物々交換取引や割賦販売をも挙げている (Horngren [1965] p.330)。実現分科会は測定可能性の要件の解釈を拡大させることによって、物々交換取引における収益を認識しようとする。

- ⑫ 決定的事象という考え方は Myers [1959] で詳述されている。
- ⑬ この考え方は FASB SFAC No.5の「容易に転換可能な資産」(par. 83a) という概念, さらに言えば「実現可能」要件に転化していくように思われる。
- ⑭ 次節以降の論述の展開のために, 本節までに述べてきた伝統的実現概念と57年版会計基準の実現概念のそれぞれの特徴と相互の相容れない関係を, 以下の [図表Ⅳ-2] のように図式化しておくことにする (岡村 [1990] (pp.5-15) を参照)。

「現在認められた実現テストは市場取引において提供した用役に対する客観的に測定可能な流動資産の受領を要求する」(p.314) とされるように, かかる実現テストを内包する伝統的実現概念は, 法的な販売または同様な過程による現金または現金等価物への転換すなわち〈換価〉を含意する。市場取引 (独立の当事者間の交換取引) において提供する財貨または用役に係わる要件を, 「市場取引の存在」なる要件で示す (実現分科会が挙げる「用役遂行の程度」に関する要件は, この場合

[図表Ⅳ-2]



には提供される財貨または用役に顕現するので、それにかかる要件に含めることができる)。また、現金または現金等価物なる流動資産の受領を「流動性」なる要件で表わす。かかる要件は利益の分配可能性あるいは処分可能性に概念上関連するので、それは伝統的実現概念を特徴づける重要な要件となる(この故に、かかる概念を「処分可能性実現概念」と呼ぶことができる)。これら二つの要件が充足されるときに、収益または利益は実現収益(利益)として記帳(認識)され、充足されないときに、それは未実現収益(利益)として記帳(認識)されない。つまり、かかる二要件は収益または利益の原始記帳の可否を決定するので、かかる二要件を有する実現概念を「収益(利益)認識概念としての実現概念」と呼ぶこともできる。

57年版会計基準の実現概念によれば、資産または負債の変動は「確定性」と「客観性」の両要件を充足したときに記帳(勘定に認識)される。かかる概念は、保有損益の認識を可能にするに留まらず、会計上の認識一般にまで及ぶ内容を持っていて、投資者の投資意思決定および経営者の業績評価に役立つ会計情報の提供という目的を達成するための概念用具となっている(この故に、かかる概念を「業績評価性実現概念」と呼ぶことができる)。「確定性」と「客観性」の両要件を充足する資産または負債の変動は実現事象(項目)として認識され、充足しないときにはそれは非実現事象(項目)として認識されることはない。つまり、かかる二要件は資産または負債の変動の原始記帳の可否を決定するので、かかる二要件を有する実現概念を「資産・負債変動認識概念としての実現概念」と称することもできる。57年版会計基準の実現概念も伝統的実現概念もともに原始記帳の可否を決定するという認識概念としての役割を担っているので、これらの同時の適用は論理的に起こりえず、排他的な関係を持つ。

V. 新たな実現概念の台頭

1. 新たな実現概念の生成——Horngren説——

実現分科会において結果的に提唱されざるをえなくなった新しい実現概念は、実は、棚卸資産分科会の〔2〕説(Horngren, Mautz および Zlatkovich が支持した見解)においてすでに提唱されており、実現分科会はそれを継受した形となっている。しかし、かかる実現概念の内在的問題が実現分科会において初めて表出し、その新しい概念の論理的位置づけの明確化が要請されるに至っている。実現分科会において新しい実現概念が胎動していると観た所以である。かかる新たな実現概念について、棚卸資産分科会の〔2〕説を展開したHorn-

grenがその内容をある程度まで明確にしているので、差し当たり彼の所説を手掛かりにして考察することとする。

Horngren は、「実現の解釈は会計実務の批判者と擁護者との間での主要な衝突点である」（Horngren [1965] p. 323）と捉え、とりわけ「価値増加」の認識に係わる問題（特に保有利得の認識に係わる問題）に焦点を当てて実現概念を検討する（p. 324⁽¹⁾）。彼は、57年版会計基準の実現概念を支持する会計実務の批判者の考え方と、伝統的な実現概念に基づく会計実務の擁護者の考え方との折衷的な考え方を採ろうとする（p. 325）。すなわち、彼は「自由な『認識』テストと厳格な『実現』テスト」（p. 325）という考え方を提唱するのである。

かかる Horngren の考え方の基礎をなすものは何か。まず第一に、客観的にして検証可能な証拠に支えられた価値変動（例えば、棚卸資産や設備の個別取替価格の上昇）が含まれるように、会計報告の内容が拡大されるべきである、という57年版会計基準の基底をなしている価値観である（p. 325）。かかる価値観に依拠するのは、「機会損益あるいは期待の変動を表わしうる」（p. 328）これらの価値変動が会計報告に組み込まれることによって、「経営者の投資計画または在庫計画に係わる手腕の評価」（p. 328）が容易になるからである。換言するならば、投資者の投資意思決定および経営者の業績評価に役立つ情報の提供という57年版会計基準の基本目的と同じ目的がそれによって達成されることになるからである。かかる情報をいち早く提供するためには、57年版会計基準の実現概念のような概念装置が必要になる。「用役潜在性の『十分に確定的かつ客観的な』測定」（p. 326）が可能であれば、それを記帳する（認識する）ことが求められる所以である。

Horngren はこのような考え方に立って、57年版会計基準の実現概念の定義項を直視し、それを「ある価値増加の客観的測定を可能にするべく十分に確定的にして検証可能な証拠」（p. 325）と言い換える。すなわち、ある価値増加が十分に確定的にして検証可能な証拠に基づいて客観的に測定されうるならば、それは記帳（認識）されることになる。しかしながら、彼は、かかる定義項に対して57年版会計基準に倣ってその被定義項を「実現」とはせずに、むしろ定

義項の内容を直截に表わしうる「認識」なる名辞を被定義項として選択する (p. 325)。何となれば、「認識は主として合理的にして検証可能な証拠をなすものは何かを決定する問題であり、したがってそれは客観的な測定如何で決まってくる」(p. 325) からである。

このことは、Horngren にあっては、57年版会計基準の「実現」概念は「認識」概念によって取って代わられた、言い換えれば、資産または負債の変動を認識する概念として位置づけられていた57年版会計基準の「実現」概念は、定義項の実質に合わせて、なおかつ被定義項の用語上の混乱を招かない「認識」概念として改めて位置づけられたことを示す。かかる定義に当たっては、トートロジーは回避されていなければならないことは言うまでもない。かくて、かかる「認識」概念によって、「棚卸資産や設備の個別取替価格の上昇」(p. 325) に伴う保有利得の記帳ばかりでなく、「富または全体的な経済力を測定する」(p. 328) ことも可能となる。Horngren はかかる概念を「認識テスト」として適用するが、これはまた、実現分科会が収益取引に関する実現概念で析出した「測定可能性」要件と同様の機能を果たしていると解釈することもできる。

Horngren の折衷的な主張の根底をなす考え方の第二のものは、伝統的な実現概念は事象のタイプの形式的な区別、経営者の業績評価および客観性の程度の序列化などに役立つ (pp. 325, 327-28, 332) ので、それを保持すべきである (pp. 325, 331)、というものである。相対的な客観性の程度を示しうるものが伝統的な実現概念を容認する根拠の一つになっているが、この点について、彼は次のように述べる。「機械設備の取替価値の測度よりも現金販売の測度に関する社会的合意の方が容易に得られやすいという意味では、実現概念を保持することは客観性を高める。」(p. 327) しかし、このような客観性や証拠の質を高めることよりもさらに重要なものとして彼によって考えられているのは、伝統的な実現概念は「多様な利害関係者が違うように見てウェイトづけするような事象のタイプの形式的な区別」(p. 327) を可能とし、そして「経営者の評価と企業の財務上の問題の評価に役立つ」(p. 328) ということである。

この点について、Horngren が挙げる Vatter の次のような見解は興味深い。

「未販売の財貨は販売ではない。というのは、それらは引渡を示さないからである。したがって、『保有』損益は用役の遂行や製品の引渡によって得られた利益と同じものではない……実現は一連の事象の中の一つの事象である。……しかし、実現を示す事象を、実現を示さない事象から明確に区別するために、あるテストが適用されうるならば、我々はそれを用いるべきである。『会計士が現在測定しているよりも早く変動（それらのうち少なくとも幾つか）を測定することができる』という理由のみで、我々はこうしたテストを見放してはならない。」（Vatter [1963] p.191）。

この見解に従うならば、実現損益をもたらす営業活動・保有活動と未実現損益の状態の保有活動との区別が伝統的な実現概念の適用によって可能になり、また保有活動の実現損益と未実現損益とが情報として提供されることになるので、それによって経営者の保有活動に関する業績評価も可能となってくる。

そこで、かかる考えに依拠して Horngren は以下の二つのテストを導出する。「当該会計単位と他の会計単位との間での自発的な相互作用によって生み出された事象」である「市場取引」テストと、「資産に対する拘束の除去」である「財貨または用役の提供」テストがそれである（p.325）。前者のテストは、実現分科会が収益取引に関する実現概念で析出した「市場取引の存在」要件に対応し、後者のテストは「用役遂行の程度」に関する要件を「財貨または用役の提供」に対応させたものとして解釈することができよう。Horngren によれば、かかる二つのテストは実現テストの主たる内容⁽²⁾をなす。

Horngren はこれら三つのテストの相互関係をどのように捉えるのか。彼は、「実現が起こるには（これら）三つの条件のすべてが満たされなければならない」（p.325 括弧・引用者）とする。しかし、他方では、認識テストと他の二つのテスト（市場取引／財貨または用役提供テスト）とを分けて、認識テストはそれのみで独自に適用し、それを充足するものの他の二つのテストを充足しないときには、これらのテストの対象となった価値増加を認識するも未実現として記録・報告することを、彼は主張する。すなわち、「棚卸資産や設備の個別取替価格の上昇のような価値変動は『認識』されるべきであるが、しかし、もしも

当の資産が保有されたままであるならば、それは『未実現』として示されるべきである。」と (p.325)。かくして、未実現保有損益を記録し報告する概念用具が整備されたことになる。Horngrenが特に「自由な『認識』テスト」と呼ぶ所以である。

認識テストと市場取引／財貨または用役提供テストとを分けることはいかなる意味を持つのか。伝統的実現概念は原始記帳の可否を決定するので、これに従えば、実現の要件を充たさない未実現収益または利益は記帳されることはない。しかし、Horngren説では、認識テストが切り離されて独自に存立しうるものとされたために、未実現の収益あるいは利益が記帳されることになる。このことは、認識テストが原始記帳の可否の鍵を握るテストとして位置づけられ、このために、実現テストを特徴づける市場取引／財貨または用役提供テストは原始記帳の可否に関する決定機能をもはや持ちえなくなる、ということを示すことになろう。換言すれば、市場取引／財貨または用役提供テストを内包する「収益（利益）認識概念としての実現概念」はもはや認識概念としての役割を果たしえなくなったことを、そのことは明示しているのではあるまいか。

かかる事態を伝統的な実現概念の没落・放棄と観るか、それとも伝統的な実現概念の新しい環境への適応・革新と観るかは措くとしても、それはまさしく伝統的実現概念の変質化を物語っている、と言えよう。このことは、ある意味では実現概念に関する観方について我々の発想の転換を迫る問題でもあろう。実現分科会では、かかる点の理解に欠けていたと言わざるをえないのである。

さすれば、実現テストを特徴づける市場取引／財貨または用役提供テストはいかなる役割を持つものとして位置づけうるか。Horngrenはかかる点を必ずしも明確にしているわけではない。このために次に、「1973年度諸概念および諸基準委員会・外部財務報告分科会」(Committee on Concepts and Standards—External Financial Reporting) (External Reporting [1974]) (以下、「外部報告分科会」と呼ぶ) が1974年に公表している報告書を手掛かりにして、この点を考察することにした。

2. 新たな実現概念の生成——外部財務報告分科会の見解——

外部報告分科会は、「企業の製品、用役または財産の販売が利益（または損失）の認識のための適切な事象となる場合とそうではない場合とを決定しうるような状況を検討し、かかる決定を行う場合に適用しうる諸概念または諸基準を提案すること」(External Reporting [1974] p. 203) を目的として設置された。⁽³⁾ かかる検討に際し、当時のアメリカ会計学会長の Robert T. Sprouse によって、57年版会計基準、実現分科会の報告書および『基礎的会計理論』等に言及することが要請されている (p. 203) ので、外部報告分科会の報告書には、これらの研究成果が盛り込まれていると考えることができよう。

当分科会は、「販売」なる語の意味の多義性を指摘したうえで、「利益（または損失）の認識のために、販売『そのもの』の適切性を直接考察するというよりはむしろ、実現が起こったことを示す単なる一つの可能な指標として販売を考える」(pp. 203-204) という迂回したアプローチを採って、実現概念を問題にしてゆく。さらにかかる分科会は、「実現の本質的な意味について、伝統的会計において相当の混乱があることを見い出」(p. 204) し、そのうえで、実現概念を「不確実性を分析し報告する手段」(p. 204) として捉えてゆく。ここでは実現概念は、利益をもたらす諸事象を「財務諸表に含めることを保証するに足る十分な信頼性をもって測定しうる時点」(p. 204) を決定する手段、あるいはそれらの「諸事象を客観的な金額で (in objective terms) 会計帳簿に記帳しうる時点、言い換えれば、不確実性が認めうるレベルにまで減少した時点を決断するための指針」(p. 209) としての役割を担うことになる。⁽⁴⁾

このように実現概念を捕捉するならば、販売基準として典型的に現われる伝統的な実現概念においては、販売事象は次のように理解しうることとなる。「販売事象」は「損益計算書に利益を含めることを保証するに足るほどに不確実性が十分に減少した決定的時点 (critical point)」(p. 204) であり、さらに実務上それは「不確実性の手っ取り早い指標」(p. 205) ともなる。このような販売基準に対して認められる例外、すなわち工事進行基準や回収基準などもまた、販売基準の場合と同じように不確実性のレベルに係わらしめて理解することができ

る。「販売基準に対する例外が存在するという事は次のようなことを裏づける。すなわち、大部分の場合には、販売時点が『決定的』事象として選択されてきたが、十分な確実性をもった予測が可能であれば認識は早められ、またそうした予測ができない場合には認識は遅らせてきた。」(p.205)

これからすれば、伝統的な実現概念は、販売を含む複数の事象のうち不確実性のレベルを決める決定的事象としてなんらかの事象を選択し、それに対応する不確実性のレベルを充たす場合には実現収益(利益)として認識し、それを充たさない場合には未実現収益(利益)として認識しない、というように適用されてきたことになろう。

このように実現概念を不確実性のレベルとの関連で捉え直し、この考え方を推し進めてゆくならば、伝統的な実現概念で含意される不確実性のレベルよりも高い不確実性のレベルの事象であっても、損益計算書に利益を含めることを保証するに足るほどの不確実性のレベルにあると考えられるならば、その事象は認識しうることとなる。これを可能な限り展開して、例えば、「検証可能性」および「不偏性」(ASOBAT [1966] pp.10-11)を充足する程度の不確実性のレベルを容認する(p.207)ならば、期待される将来キャッシュ・フローの見積値を含むような「全体予測計算書」(Full-Scale Probabilistic Statements)の報告が可能となつてこよう(pp.219-22)。

ここまでに至らなくても、保有損益を認識し報告することを可能にする程度の高い不確実性のレベル、換言すれば、利益を生み出す資産(または負債)の変動事象が「確定性」と「客観性」とを充足する程度の不確実性のレベルが容認されることは十分に考えられる。この場合には、明らかに57年版会計基準の実現概念が適用されたと同じ効果が得られるのである。このことは、57年版会計基準の実現概念もまた不確実性のレベルとの関連で捉え直すことが可能であることを示す。

このことは、ある意味では、会計上の認識は不確実性の関数として統一的に理解しうること、また「実現の問題は測定の問題にすぎない」(p.213)ことを明らかにすることになろう。⁽⁵⁾この結果、それはさらに、伝統的な実現概念に不

可分の関係で包含されていた収益または利益の認識機能をその緊縛から解き、それ自体独自の一つの概念として再構成することを可能とするのである。かくて、伝統的な実現概念の質的な転換がそれに伴って必然的に起こることになる。

このように会計上の認識を不確実性との関係で捉えるならば、これまで認められてきた不確実性レベルと、それよりも高い不確実性のレベルをともに容認して、利益をもたらす事象をその二つのレベルに従って同時に認識することは論理的にありえないということになる。これは、57年版会計基準における実現概念と伝統的な実現概念とはそれぞれ異なる不確実性のレベルのもとに容認されるのであるから、それらは両立するはずはなく、互いに背反し合うことを明らかにしてくれる（前節（85頁）における〔図表Ⅳ-2〕を参照）。

したがって、双方の実現概念の有用性を認め両者の折衷を図ろうとする場合には、低い不確実性のレベルの認識概念を採用するならば、それに比して高い不確実性のレベルの認識概念は採用される余地がないので、論理的には、後者の認識概念が選択されねばならないこととなる。57年版会計基準の実現概念の定義項がまずもって採用される所以である。伝統的な実現概念は、そのようにして認識された事象がその後低い不確実性のレベルを充たしたかどうかを判断する概念として適用されることになる。このような「認識と実現との分離」（p.216）という考え方の一層の展開は、外部報告分科会の「1964年度実現概念に関する調査研究委員会（実現分科会）によって示唆されたものの拡張」（p.217 括弧・引用者）であり、「ジレンマを多少とも解消する一つの方法」（p.217）であったのである。

高い不確実性のレベルの認識概念の導入の理由について外部報告分科会は、次のように述べる。「伝統的な実現ルールのもとで不確実性について与えられる扱いは、多くの場合、現実（reality）を過度に単純化している。不確実性は現実の世界では一つの連続として存在しているが、会計記録ではそれは2進法的に扱われる。分析される事象は複雑で多元的である限り、かかる単純化した会計処理は、不確実性とその将来の結果への影響に関する利用者自身の分析を容易にする、十分な情報を含む報告書を彼らに提供しえないかもしれない。さ

らに、不確実性に関する識閾は会計担当者によって主観的になされる。不確実性とその期間成果への影響に関する利用者の見方が会計担当者のそれと異なるときには、不確実性のレベルに関する2進法的扱いは、利用者が会計担当者の予測を自らの情報要求に適合させようとする場合に充分とはなりえないかもしれない。」(p.216)

このように、情報利用者の意思決定に役立つ情報を提供するためには、不確実性のレベルの異なる（ここでは高い不確実性のレベルの）の会計情報が必要であると捉え、外部報告分科会は採りうるアプローチの一つとして、「勘定それ自体のなかで行われる実現の区別を拡大すること」(p.216)を提案する。すなわち、「利益実現の手段として、ただ一つの不確実性減少の識閾レベルしか認めないというのではなくて、二重の不確実性のレベル (dual uncertainty levels) を導入しうる」(p.216)という立場を採るのである。

具体的には次のような形を採ることとなる。「不確実性のレベルがなおも相対的に高いときには、外部事象について第一次勘定認識を認める、すなわち潜在的な利益への影響は、現在行われているよりも早く勘定において『認識』するが、しかし、『実現』はそれよりも幾分低い不確実性のレベルが充たされるまで延期する。」(p.216)このような「認識と実現との分離」の方法あるいは「相対的に自由な認識方法」(p.217)は先に検討した Horngren 説と実質的に同じである、⁽⁶⁾と言える。

外部報告分科会はかかるアプローチの効果を三つに分けて挙げる。その第一は、勘定と報告において認識と実現との区別が導入される。第二に、かかる区別によってより不確実のものが認識時点で許容される、すなわち不確実性の識閾レベルが緩められ、潜在的な利益（を生子出す）事象のより早期な勘定への反映がそれによって可能となる。第三に、実現に対して要求される不確実性の諸閾レベルは現在よりも厳格にすることができ、その結果、早まったまた誤った利益の実現の可能性とそれの損益計算書への表示の可能性を減らすことができる (pp.216-17, 218)⁽⁷⁾。しかしながら、これらの効果にまして重要なことは、「認識と実現に対する不確実性の識閾が異なるために、現在の実務にある不確実性

に関する単純な2進法的な扱いを捨て去ることができる」(p.218)ということである。

これは、伝統的な実現概念がそれなくしては存立しえないほどに不可分に結合している「認識」機能を、それから剥奪することを明示する。それでは、認識機能を剥奪された伝統的な実現概念は、かかるアプローチではいかなる役割を果たすものとして位置づけられるのであろうか。別言すれば、先に挙げた問題、すなわち Horngren 説の検討より得られた、実現テストを特徴づける市場取引／財貨または用役提供テストはいかなる役割を持つものとして位置づけられるのであろうか。どうやらかかる問題の検討に差し掛かったようである。

かかる問題の検討の重要な手掛かりは、実現分科会で論理的な争点の一つをなした「市場取引の存在」なる収益取引に関する要件が、外部報告分科会ではどのように考えられているか、ということである。実現分科会では、かかる要件は「当該企業は直接に市場取引に参加している一当事者でなければならない」として適用され、伝統的な実現概念にあっては、それは収益（または利益）の実現に必要不可欠のものとして位置づけられている。かかる要件について、外部報告分科会は、「多くの特定の場合一においては、これ（「市場取引の存在」なる要件）は信頼できる測定を可能とするために必要となることもあろうが、一般原則として、実現利益の認識に当たっては、当該企業が市場取引の一当事者である必要はない」(p.212 括弧・引用者)とする。つまり、かかる分科会は、「市場取引の存在」なる要件が収益（または利益）の実現に必要不可欠のものであるとする実現分科会の見解を受け入れないのである (p.213)。

その理由として、かかる要件はある取引や事象の記録の規準となりうるが、他の取引や事象についてはそのような規準となりえないので、それは首尾一貫しない点を、外部報告分科会は指摘する (p.212)。かかる分科会は具体的に次のような例を挙げる。「例えば、もしもかかる要件がどのような場合にも必要とされるならば、貨幣価値変動に対する修正はできないことになろう。さらに、会計上認められている多くの配分および見積手続、例えば減価償却費の計上や貸倒の見積は、かかる要件のもとでは行えないことになろう。」(pp.212-13)

このように、伝統的実現概念を構成する要件が首尾一貫しないこと、そしてそれを内包する実現概念は限定的な適用範囲しか持ちえないことが、実現概念による「認識」の要件からかかる要件を除外する外部報告分科会の見解の一つの根拠になっている。さらに、かかる分科会のいわば「実現要件の絶対性」の否定は、不確実性のレベルに関連させて実現概念を捉える考え方、換言すれば、「認識と実現との分離」という考え方の展開に当たって極めて重要な契機になっていると考えられるのである。⁽⁸⁾

「認識と実現との分離」という考え方に従って、外部報告分科会は実現分科会の見解を次のように述べる。実現分科会は「営業利益と保有利得との区分を提案した。また当該分科会は、保有利得はそれが測定しうる最も早い時点で、すなわち市場価格の変動が起こる時点で認識されるべきことを提案した。さらに、かかる利得は、当該企業が資産を分離する、あるいは資産を製造活動で利用する市場取引に自ら関与することによって価格変動を「確認した」(validated)ときに限って、実現したものとして処理されるべきことを、当該分科会は提案した。この手続も、我々の提案と同様に、認識と実現との区別になっている。ここでの認識と実現との区別は、不確実性のレベルに依拠しているのではなくて、むしろ会計記録を行う企業自らが取引の一当事者になっているかどうか依拠している。もしも一当事者であれば、利得は実現し、そうでなければ、利得は認識されるだけである。」(pp.218-19)

ここに二つの論点を見出すことができる。第一は、「市場取引の存在」なる要件はすでに認識された収益(または利益)を「確認」あるいは「再分類」⁽⁹⁾する要件として位置づけられている、ということである。第二は、このような役割を持つ「市場取引の存在」なる要件は必ずしも不確実性のレベルとの関連で捉えられているわけではない、ということである。

これら二つの論点のうち第二のものは容易に解決しうる。外部報告分科会の「認識と実現との分離」という考え方によれば、「認識された価格変動を受ける確率は今やほぼ確実になったこと(すなわち低い不確実性)を利用者に告げる」(p.218 括弧・引用者)ものとして「実現」を捉えることになる。このような

「実現」すなわち低い不確実性のレベルを表わす徴表として、なんらかのものが考えられなければならない。もしも「市場取引の存在」がかかる徴表の一つになりうるならば、これは不確実性減少の一つの識閾レベルを選別する具体的要件を構成することになる。このように解すれば、「市場取引の存在」なる要件は不確実性のレベルとの関連で捉えることができるわけである。

したがって、ここに重要なのは第一の論点ということになる。何となれば、実現分科会と Horngren 説においてそれほど明確ではなかった実現概念の役割と位置づけとについて、外部報告分科会は、認識収益（利益）の「確認」または「再分類」機能を実現概念に付与し、それによって「低い不確実性のレベル」を識別し、記録・報告することを可能ならしめているからである。かかる分科会が「利益実現の手段として……二重の不確実性のレベルを導入しうる」（p. 216）とする所以は、実現概念をこのように位置づけて初めて理解しうるものとなる。かくてここにおいて、「収益（利益）認識概念」としての伝統的実現概念はその役割を解かれ、それに代わり、「確認または再分類概念」という役割を有する新たな実現概念が登場するに至る（以下、「再分類概念としての実現概念」と呼ぶ）。実現概念はまさに質的な大転換を遂げたと言えるのではあるまいか。⁽¹⁰⁾

実現概念をこのように捉えることは、ある意味では伝統的実現概念の固有のジレンマからそれを解放することにもなる。販売基準とそれに対する例外とされる工事進行基準や収穫基準の併存は、現在採られている「実現の識閾は価値変動を最も早い時点で認識したいとする欲求と、最終的な受領の確率が十分に高くなるまで利益の記帳を繰延べたいとする我々の対立する欲求との一つの妥協を示している」（p. 218）と言える。認識概念から引き離された「再分類概念」としての実現概念は、一つの低い不確実性のレベルのみを表わしうるので、そこでは「このような対立しあう矛盾はもはや存在しない」（p. 218）こととなる。

伝統的実現概念が固有のジレンマからこのように解放されるということになれば、「新しい実現テストに対する規準は、実現について現在必要とされるものよりもなお一層厳格にしうることになる。」（p. 218）外部報告分科会は、

伝統的実現概念の要件を構成している「流動性」または「分配可能性」について次のように述べる。「『流動性』および『分配可能な形態』は少なくとも部分的には、経営者が配当支払を通じて運転資本の状態を侵食することを防ぐために、または (and/or) 資本からの配当の支払を防ぐために主張されてきた。」(p.212) しかし、「分配可能な形態を取っている、資本から分離されている、また流動資産の形態を取っていないかどうかに関する問題について、我々は、実現概念の一部を構成するこれらの規準の正当性を、概念的にもあるいは実務的にもほとんど見出しえない。」(p.212)

ここに明らかなように、外部報告分科会は実現分科会の場合と同様に、収益(利益)「認識」概念としての実現概念においては、「流動性」または「分配可能性」要件はそれに不可欠の要件ではないと主張する。その理由は「市場取引の存在」の要件に対するものと同様に、首尾一貫した適用は不可能である点にある。ここにおいても、「流動性」または「分配可能性」要件は実現概念による「認識」の要件からはずされ、実現要件の絶対性の否定が行われるのである。

しかしながら、実現概念を認識概念ではなくて「再分類概念」として位置づけるならば、それらの要件は「市場取引の存在」の要件とともに、不確実性減少の一つの識閾レベルを選別する具体的要件として再構成することが可能となる。Horngrenはこのような位置づけの可能なることを次のように示唆している。「流動性テストを認識問題の極めて重要な副次的部分として考えることはより有益であろう。すなわち、ある資産の流動性(現金への転換が確実で容易であること)は『認識』に必要な『証拠』の十分性を決定するうえで非常に重要となる。」(Horngren [1965] p.330) かかる Horngren の指摘からすれば、彼の言う「厳格な『実現』テスト」は、実現概念を再分類概念として捉えて初めて、その意味を正しく捕捉しえると言いうる。

このように、再分類概念としての実現概念の具体的要件として市場取引/財貨または用役の提供/流動性などの要件を措定してゆくとすれば、それは、伝統的実現概念が元来持っていた「財貨または役務が、現金・受取手形・売掛金などの貨幣性資産に形をかえる」(飯野 [1983] 第11章 pp.16-17) という〈換価〉

なる意味を明確に具有することになる。とすれば、かかる実現概念の意味を徹底させて適用してゆくならば、それは、実現分科会の〔C〕説（Jack Grayの見解）において伝統的実現概念の消極的根拠として展開された、最終キャッシュ・フローに関する確実性の尺度性を今度は明確に持つことが可能となろう。このことは、再分類概念としての実現概念は利益の処分可能性あるいは分配可能性の要件を内包する伝統的実現概念の役割をより良く発揮しうることを明示するのである。⁽¹¹⁾

以上において我々は、Horngren説と外部報告分科会の報告書を手掛かりにして、実現分科会の報告書において一つの胎動として感じ取った新しい実現概念の姿を明らかにしてきた。「認識と実現との分離」という考え方は、57年版会計基準の実現概念（業績評価性実現概念）を「認識」概念として位置づけ、他方において、伝統的実現概念（処分可能性実現概念）を「再分類概念としての実現概念」として新たに定立させるに至った。⁽¹²⁾そしてこれによって、57年版会計基準の実現概念と伝統的実現概念との併存による会計上の認識におけるジレンマは解消されることになった。このようにして産み出されたばかりの再分類概念としての新しい実現概念は果たして認知されることになるのか。

註

- (1) 本節における Horngren からの引用は頁数のみを示すこととする。
- (2) Horngren が挙げる実現テストを構成する「市場取引」テストと「財貨または役の提供」テストは、伝統的実現概念の要件と同一である。しかし、かかる要件の果たす役割が異なる。Horngren の場合には、かかる要件は原始記帳の可否を決定する、換言すれば認識を決定する機能を持っていない。実現分科会の〔A B〕説では、「市場取引の存在」なる要件が Horngren の実現テストと同様の機能を担っていると考えることができる。
- (3) 本節における外部報告分科会の報告書からの引用は頁数のみを示すこととする。かかる分科会のメンバーは以下のとおりである。Harold E. Arnett（委員長）、W. B. Coutts, Jack Gray, Delmer P. Hylton, Kermit Larson, John H. Myers, Carl L. Nelson, Lawrence Revsine, Floyd W. Windal。
- (4) Mobley は「実現の赴くままに利益も変化する」（Mobley [1966] p. 292）すなわち「実現時点が異なれば、信頼性を異にする異なった利益概念の測度が出てくる」

(Mobley [1968] p.333) という命題に着目する。この命題から出発して彼は、実現時点が配当時点であれば「分配利益」(distributed income), 検証可能な正常なる販売取引時点であれば「確証利益」(validated income), なんらかの価値変動時点であれば「稼得利益」(earned income) あるいは「累積利益」(cumulative income) を導出することができる, とする (Mobley [1968] pp.333-40)。このような考え方は不確実性のレベルとの関連における会計上の認識として捉え直すことができる。彼にあっては、実現概念は認識概念と不可分の関係で捉えられているのである。若杉 [1966b]では Mobley [1966] の所説が紹介されている。

- (5) Arnett は次のようにこの点を述べている。「経済活動をその進行につれて測定することが目的であれば、また不確実性の状況下で収益が支配的な分類(項目)であれば、その場合には、認識(記録時点)は測定の関数であって、それは実現の基本的ないし中心的問題ではない。客観的な測定が可能となるや、直ちに認識が行われるべきである。」(Arnett [1963] p.739) また Coombes=Martin [1982] (pars.96-134) も参照。
- (6) Horngren と異なる重要な点は、外部報告分科会では不確実性概念によって実現概念が捕捉されている、ということである。
- (7) 外部報告分科会は、このような考え方に従った損益計算書の表示形式の一つを次のように示している (p.218)。右側の数値は第Ⅲ節の[仮設例]における金額を適用したものである。当期認識収益には当期売上高(10,000)と当期認識・未実現利益(1,800)が含まれている。当期実現利益は伝統的実現概念に従った場合に得られる金額(2,600)に等しくなっている(岡村 [1990] pp.20-23; また第Ⅳ節(75頁)の[図表Ⅳ-1]を参照)。

当期で認識された収益(当期認識収益)	11,800
差引) 当期で認識された費用(当期認識費用)	<u>8,500</u>
当期で認識された営業利益(当期認識営業利益)	3,300
差引) 当期で認識されたが実現していない利益 (当期認識・未実現利益)	1,800
加算) 前期で認識された利益で当期で実現した利益 (前期認識・当期実現利益)	<u>1,100</u>
当期で実現した営業利益(当期実現利益)	2,600

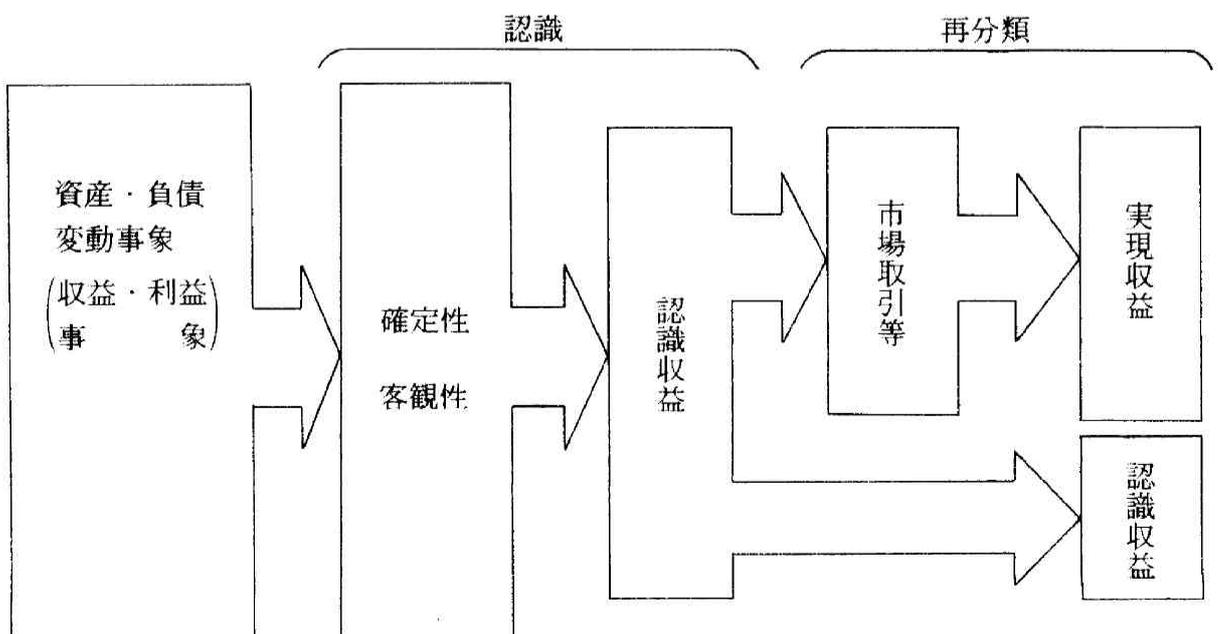
- (8) 森田はこれに関連して次のように述べている。「利益の分配可能性という要件が一たん放棄されれば、高度な確実性は要求されなくなり、収益認識時点をますます早めるという形で、実現概念を支える確実性のメルクマールも変えられていく。」(森

田 [1980] p. 116)

- (9) 「分類」は論理的には「個体を集めてクラスを作り、これらをさらに大きなクラスにまとめてゆく手続」(近藤=好並 [1982] p. 21) あるいは「他の多くの特性と関係をもつような特性を見つけて、この特性を共有する事物を一つのクラスにまとめ」(近藤=好並 [1982] p. 23) ることを意味する。かかる分類の意味に着目して、実現分科会における「市場取引の存在」なる要件を関係づければ、保有利得として分類され認識されている保有利得のうちかかる要件を充たした事象、すなわち一つの特性としてかかる要件を共有する事象は実現保有利得の事象として改めてまとめられ(再分類され)、そうでない場合には、未実現保有利得の事象としてまとめられる(再分類される)、ということになる。「再分類」なる概念あるいは用語はここではこのような意味で使用する。実現分科会の〔A B〕説における「再区分」なる概念は、リポーティング上の表示場所の区別を念頭において使用されているように考えられる。ここではかかる表示場所の区別のみならず、まとめられるべき記録場所(具体的には特定の勘定)の区別をも含め、「再分類」なる用語を使用する。
- (10) 森田の次のような主張は、我々のここでの主張と関係を持ってくる、と思われる。「伝統的実現概念をはなれて業績表示利益のための収益認識基準を求めるのであれば、それが、利益の資金的裏づけに関する考慮を排除する限り、修正・変更された実現概念に基づく実現主義としてではなく、実現とは無関係な、実現主義ではない

【図表V-1】

再分類概念としての実現概念



収益認識基準として明確に性格づけるべきである。」(森田 [1980] p.116)

- (1) 実現概念を再分類概念として捕捉するならば、次のような森田の主張に適合しうるように思われる。「収益の実現と収益の認識、収益実現の要件と収益認識の要件とは明確に区別すべきであり、特定の利益概念の観点から収益認識基準を修正することが、必然的に実現概念の修正につながるというような考え方は、概念の混乱を避ける上からも排除すべきである。」(森田 [1980] p.117)
- (2) かかる再分類概念としての実現概念の概念図式を示すならば、前頁の [図表 V-1] のようになる。

VI. FASB SFAC No.6 (No.3) と No.5 における実現概念

1. FASB SFAC No.6 (No.3) における実現概念——再分類概念としての実現概念の確立——

財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下「FASB」と呼ぶ) は、ウィート (Wheat) 委員会の勧告に基づき、会計基準および会計基準設定のための手続規則を設定する唯一の権限を有する機関として1972年6月に正式に発足した (新井=広瀬 [1988] p.68⁽¹⁾)。FASB は「概念的枠組プロジェクト」(Conceptual Framework Project) をその発足当初から「審議日程の最初に組み入れ」(Miller=Redding [1986] 訳 p.145), 現在までにかかるプロジェクトの研究成果として第1号から第6号までの「財務会計諸概念に関するステイトメント」(Statement of Financial Accounting Concepts, 以下「SFAC」と呼ぶ) を公表している⁽²⁾。

これらステイトメントの目的は、「財務会計基準および財務報告基準を形成するための基礎となる基本目的および根本原理 (objectives and fundamentals) を明らかにすること」である (SFAC No.2 [1980] 訳 p.47)。換言すれば、「財務報告の目標および目的」(基本目的) と、「説明されるべき取引、事象および環境要因の選択、それらの認識および測定、ならびに利害関係者集団に対してそれらを要約、伝達する手段の指針となる」「財務会計の基礎的諸概念」(根本原理) とを明らかにし、もって「首尾一貫した会計基準を導き出すと考えられ、かつ財務会計および財務報告の本質、機能、および限界を規定する相互に関連

する基本目的ならびに根本原理の整合的な体系」(概念的枠組)を形成することが目的となっている(SFAC No.2 [1980] 訳 p.47)。

実現概念との関係から第一に取りあげなければならないステートメントは、1985年に公表されている第6号の『財務諸表の構成要素』(Elements of Financial Statements) SFAC No.6 [1985])であろう。これは、すでに1980年に公表されたステートメント第3号『営利企業の財務諸表の構成要素』(Elements of Financial Statements of Business Enterprises) (SFAC No.3 [1980])で明らかにされた営利企業の財務諸表の10の構成要素の定義を、非営利組織体にも適用したものであり、第3号のいわば差替えとして公表されたものである。⁽³⁾

SFAC No.6は「実現」について次のように述べる。「最も厳密な意味において、実現は、非現金的資源および権利を貨幣に転換するプロセスを意味し、会計および財務報告において厳密には、資産を販売して、現金または現金に対する請求権を得ることを意味するものとして用いられている。それ故に、『実現』および『未実現』という関連用語は、それぞれ販売されたおよび未販売の資産についての収益、利得または損失を識別する(identify)のである。これらがFASBの概念的枠組における実現および関連用語の意味である。」(SFAC No.6 [1985] par.143)

これに明らかなように、SFAC No.6は「実現」を伝統的実現概念が有する〈換価〉という意味で捉える。しかしながら、このことから、SFAC No.6は伝統的実現概念をそのまま自らの実現概念として位置づけている、と考えるのはいささか早計である。というのは、SFAC No.6は実現概念を収益(利益)の認識概念としては指定していないからである。SFAC No.6は先の引用に明らかなように、〈換価〉の典型的事象たる販売を経験したか否かによって、収益、利得または損失を「実現」か「未実現」かに「識別する」。すなわち、利益をもたらす事象は販売事象によって実現か未実現かが確認される、あるいは販売事象をメルクマールにして実現事象か未実現事象かに(再)分類される。このようにSFAC No.6は、実現概念の確認または(再)分類機能に注目し、記帳するか否かの認識機能には意識的に触れないのである。

それでは、SFAC No.6は認識と実現との関係をどのように考えるのか。SFAC No.6は次のように記述する。「認識は、ある項目を実体の財務諸表に正式に記録または記載するプロセスである。このように、資産、負債、収益、費用、利得または損失は認識されるか（記録されるか）または認識されない（記録されない）かである。『実現』と『認識』は、ときどき会計学および財務論の文献においてみられるような同義語としては用いられていない。」(SFAC No.6 [1985] par.143)

これに見るように、SFAC No.6は実現と認識とを区別する。これは、会計上の一般的な認識概念とみなされる57年版会計基準の実現概念の如く実現概念を位置づけないこと、また収益（利益）認識概念である伝統的実現概念の如く実現概念を位置づけないことを標榜している、と考えることができる。すなわち、認識と実現との不可分性が断ち切れ、認識と実現との分離が図られているのである。このような実現概念からの認識機能の剥奪化は、前節で明らかにしたように実現概念に新たな機能を見い出すことでもある。この新しい機能とは再分類機能にほかならない。ここに我々は、実現分科会、Horngrenの「自由な『認識』テストと厳格な『実現』テスト」説そして外部報告分科会を経て提示されてきた「再分類概念としての実現概念」という新しい実現概念が、SFAC No.6に明確に継承されたことを見て取ることができるのである。これは、再分類概念としての実現概念がFASBによって正式に認知されたことを示すことになるので、このことは画期的なことであると言わねばならない。

かかる再分類概念としての実現概念の展開の契機は57年版会計基準の実現概念にあり、そして当該会計基準の実現概念は資産概念と密接に関係づけられていたことからすれば、SFAC No.6の再分類概念としての実現概念の承継は、57年版会計基準の場合に似て、SFAC No.6の資産概念と連動していると考えたとしてもあながち的外れとは言えないであろう。もしもこのことが言いうるとすれば、再分類概念としての実現概念とそれと密接に関連する資産概念とは、57年版会計基準の場合と同様の会計目的を達成するための概念用具として位置づけられている、と類推することも可能となろう。

SFAC No.6 では資産は次のように定義される。「資産は、過去の取引または事象の結果として、特定の実体により取得または統制されている、発生の可能性の高い経済的効益（future economic benefits）である。」（SFAC No.6 [1985] par.25）かかる「将来の経済的効益」は次に見るような「用役潜在性」（service potential）と同義に扱われる。「すべての資産（経済的資源）が有する共通の特徴は『用役潜在性』あるいは『将来の経済的効益』、すなわちそれらを利用する実体に用役または経済的効益を提供する稀少な能力である。営利企業においては、このような用役潜在性または将来の経済的効益は、最終的にはその営利企業への純キャッシュ・インフローを生ずる。」（SFAC No.6 [1985] par.28）

57年版会計基準は、資産は「ある特定の会計実体内の経営目的のために用いられる経済諸資源」で「予期された経営活動に利用できあるいは役立つ用役潜在性の総計」（AAA [1957] p.538）である、と定義する。SFAC No.6 の資産の定義とかかる57年版会計基準の資産のそれとを比較してみると、そこには資産を用役潜在性と観る共通の観点があることに気づくのである。これからすれば、かかる資産の評価に当たっては、将来のキャッシュ・フローの現在（または割引）価値、正味実現可能（決済）価額、現在市場価値あるいは現在原価などの金額が付せられることは当然のこととして考えられる（SFAC No.5 [1984] par.67）。このことは、57年版会計基準の公表以来問題になってきた保有損益の認識の可能性がSFAC No.6 においても否定されていないことを示唆するのである。この点は、SFAC No.6 が新たに展開した包括的利益（comprehensive income）概念にも密接に関連してくる。

SFAC No.6 においては、包括的利益は次のように定義される。「包括的利益は、出資者以外の源泉から生じる取引その他の事象および環境要因による一期間における営利企業の持分の変動である。それは出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む。」（SFAC No.6 [1985] par.70）かかる包括的利益の内容は以下のようである。

「営利企業の包括的利益は、(a)その企業と出資者以外の他の実体との間の交換取引やその他の譲渡、(b)その企業の生産的努力、(c)価格変動、不可避的事故お

よびその企業と当該企業がその一部である経済的、法的、社会的、政治的、物理的環境との間の相互作用の影響、の三つから生じる。」(SFAC No.6 [1985] par.74)

かかる包括的利益においては、とりわけ(c)の区分が問題となる。というのは、資産概念と連動して生ずる可能性のある保有損益は、もしも認識されるとすれば、かかる区分において収容されることになるであろうからである。すなわち、SFAC No.6においては、保有損益の認識の可能性を前提とし、それを収容する場所をすでに用意した包括的利益概念が採られていると言えよう。⁽⁴⁾このときに、当然のことながら保有損益の認識と実現概念との関係が問題となってくる。ここに、FASBの概念的枠組において、認識と実現との分離を前提とした再分類概念としての実現概念がどうしても必要となる一つの根拠を見出すことができるのである。

FASBのかかる会計諸概念の体系化は、「経済的意思決定——稀少資源の代替的利用法間の合理的選択——を行う場合の財務報告情報の有用性」(SFAC No.6 [1985] par.9)を高めることを目的として行われている。⁽⁵⁾この点についても、投資者の投資意思決定および経営者の業績評価に役立つ会計情報の提供という57年版会計基準の基本的会計目的との共通性を指摘しうるように考えられる。SFAC No.6をもとに、ここで分析してきたFASBの会計目的、資産概念、実現概念そして包括的利益概念の諸関係は、これらの諸関係に関する限り、57年版会計基準で見られる諸関係と同型である、と言いうる。

これからすれば、SFAC No.6は57年版会計基準以後の研究成果を取り入れた新たな57年版会計基準の提唱となっていると観ることが可能ではなかろうか。もしもこのように言いうるとすれば、SFAC No.6は、「規範的会計概念枠組」(Miller=Redding [1986] 訳 p.154, 181)を提示していることになるであろうから、57年版会計基準に対して向けられたと同様の批判あるいは非難が起りえよう。この点は、実は、次に検討するSFAC No.5に大きく係わってくる問題なのである。⁽⁶⁾

我々は以上において、FASB SFAC No.6において再分類概念としての実現

概念が確立するのを、その論理的関係から明らかにしてきた。約四半世紀をかけて、かかる再分類概念としての実現概念が創り上げられてきたことになる。これは他面から見れば、57年版会計基準によって拡張され拡散された実現概念が辿ってきた収斂の過程でもある。それでは、FASB SFAC No.5においては、このようにして創り上げられてきた新しい実現概念はどのように展開されてゆくのであろうか。

2. FASB SFAC No.5 における実現概念——伝統的実現概念への回帰か——

FASBは1984年にステートメントの第5号として『営利企業の財務諸表における認識と測定』（Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises）（SFAC No.5 [1984]）を公表している。SFAC No.5の目的は、「いかなる情報をいかなる時点で財務諸表に正式に記載すべきかについての基本的認識規準および指針」（SFAC No.5 par.1）を明らかにすることである。かかるSFAC No.5では、実現概念は収益および利得に係わらしめてどのように扱われているのか。

SFAC No.6によれば、「収益は、実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動を構成する財貨の引渡もしくは生産、用役の提供、またはその他の活動による、実体の資産の流入その他の増加もしくは負債の返済（または両者の結合）である。」（SFAC No.6 [1985] par.78）かかる「収益は、実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動の結果として発生したまたは発生するであろう実際現金流入額または期待現金流入額（またはその等価額）を表わす。」（SFAC No.6 [1985] par.79）これに対して、「利得は、実体に影響を与える実体の周辺的または付随的な取引およびその他のすべての取引その他の事象および環境要因から生じる持分（純資産）の増加であり、収益または出資者による投資によって生じる持分の増加を除く」（SFAC No.6 [1985] par.82）ものとして定義される。かかる利得は、市場性ある有価証券の売却、使用済備品の処分などのほかに、「資産または負債をその価値が変動する間保有すること」からも生じる（SFAC No.6 [1985] par.85）。例えば、市場性ある持分有価証券への投資の市場

価格の変動に基づく保有利得はかかる利得に含まれる (SFAC No.6 [1985] par.85)。

SFAC No.5は収益および利得の認識と測定について次のように述べる。「企業の一会計期間中の収益および利得は、一般に、資産(財貨または用役)または関連する負債の交換価値によって測定され、認識にあたっては、しばしば一方の要件が重視されたり、また他方の要件が重視されたりすることがあるとはいえ、(a)実現される(realized)かまたは実現可能(realizable)および(b)稼得される(earned)、という二つの要件を考慮することが必要である。」(SFAC No.5 par.83)

(a)の要件については、「一般に、収益および利得は、実現したときまたは実現可能となつてはじめて認識される」とし、「実現した」ということを以下のように示す。「収益および利得は、製品(財貨または用役)、商品またはその他の資産が現金または現金請求権と交換される時点で認識される。」また「実現可能」については、「収益および利得は、取得もしくは保有している資産が既知の現金額または現金請求権に容易に転換可能となる時点で実現可能となる」とする。ここに「容易に転換可能な資産は、価格に著しい影響を及ぼすことなく、当該企業が所有している資産を即時に吸収しうる活発な市場において入手可能な(i)互換可能(代替可能)単位および(ii)公定相場価格をもっている」ことを意味する(SFAC No.5 par.83a)。

(b)の要件は以下のものである。「収益は、稼得されてはじめて認識される。企業の収益稼得活動は、当該企業の目下着手中の主たるもしくは中心的な営業活動を構成する財貨の引渡もしくは生産、用役の提供またはその他の諸活動を伴い、企業が収益によって表現される効益を受取るにふさわしい義務(行為)を、事実上、果たしたときに、収益は稼得されたとみなされる。」(SFAC No.5 par.83b)⁽⁷⁾

ここに留意すべきは、収益は上述の二つの要件——「実現・実現可能」要件と「稼得」要件——を充足したときに認識される、ということである。通常、販売をもって収益を認識する販売基準のみならず、継続的な用役提供契約に基

づく収益認識に係る時間基準そして工事進行基準等も、かかる二つの要件に従う収益認識基準をなすものとして位置づけられる。さらに、特定の農作物や貴金属などは「さほどの努力も要せず信頼できる確定可能な価格でもって売却できるということから、容易に実現可能である」ので、それらに対する収穫基準もかかる二要件に従う収益認識基準とされる（SFAC No.5 par.84）。換言すれば、これまで実務上容認されてきた各種の収益認識基準の要件は、「実現・実現可能」要件と「稼得」要件との二つで統一的に整理されているのである。

しかしながら、利得の認識については、収益の認識の場合とは若干異なる事情にある。すなわち、「利得は、通常、『稼得プロセス』を伴わない取引その他の事象から生じ、利得を認識するためには、一般に、実現されるもしくは実現可能という要件の方が稼得されるという要件よりも重要である。」（SFAC No.5 par.83b）端的に言うならば、利得の認識は、「実現・実現可能」要件が充たされるか否かによって行われるのである。

市場性ある有価証券、使用済備品などの売却・処分による利得は、かかる資産が「現金または現金請求権と交換された時点」すなわち「実現した」時点で認識される。また、「市場性のある持分有価証券への投資」などについて、「もしも販売が容易であるかまたはそれが形式的な活動にすぎないならば、それに伴う金額の不確実性は活発な市場における互換可能な単位の市場相場価格またはその他信頼しうる測定値によって容認しうる程度まで減少される」（SFAC No.5 par.50）ので、かかる資産は「容易に転換可能な資産」（SFAC No.5 par.83a）として捕捉される。これから、かかる資産についての保有利得は、かかる資産が「既知の現金額または現金請求権に容易に転換可能となる時点」すなわち「実現可能」時点で認識されることになる。別言すれば、容易に転換可能な資産の保有利得は通常は会計期末において認識されるものの、それは売却・処分前の価格変動時点において認識されるのである（SFAC No.5 par.50.84e）。

このように、SFAC No.5においては、収益は「実現・実現可能」要件と「稼得」要件の双方を充足するとき、また利得は「実現・実現可能」要件を充たすときに認識される。翻って言えば、これらの要件が充たされない限り、収益ま

たは利得は認識されるということはないのである。かかる概念構成は、流動性、財貨または用役の提供および市場取引の存在といった要件が「実現・実現可能」要件や「稼得」要件に形を変えたとすれば、表面上は、伝統的実現概念のそれと変わらないように見える。⁽⁸⁾すなわち、「実現・実現可能」要件と「稼得」要件とを内包する概念を「実現」概念と呼ぶか、あるいは「認識」概念と呼ぶかに係わりなく、かかる概念は収益（利益）認識概念としての実現概念と異ならないのではあるまいか。もしもこのように言いうるとすれば、SFAC No.6においてどうやら確立しえた再分類概念としての新しい実現概念は、ここに至って脆くも潰えて、時計の振り子が戻る如く伝統的実現概念に回帰してしまったのであろうか。果たしてそうか。

この問題を考えるうえでの一つの手掛かりは「実現・実現可能」要件、それも特に「実現可能」要件にあるように考えられる。収益の場合には「稼得」要件が適用されるものの、収益の大部分と、例えば市場性ある有価証券、使用済備品などの売却による利得とは「実現」要件によって認識される。このようにして認識された収益・利得を仮に「実現収益（利得）」と呼んでおく。これに対して、特定の農作物や貴金属についての収益と特定の保有利得とは「実現可能」要件に従って認識される。このようにして認識された収益・利得を仮に「実現可能収益（利得）」と呼ぶ。

SFAC No.5は、実現収益（利得）と実現可能収益（利得）との間に優先劣後の関係を設けているのか。この答えは否である。実現収益（利得）と実現可能収益とは「稼得利益」(earnings) (SFAC No.5 par.36, 38)、実現可能利得は「出資者以外のその他の者との取引から生じる持分の変動」なる項目のもとに「包括的利益」(SFAC No.5 par.39, 42, 43)に含められるという違いはあるものの、⁽⁹⁾等しくそれらは最終的に求められる利益の構成要素になっているからである。すなわち、実現可能利得の一構成要素である保有利得は実現収益（利得）と同等に扱われて認識され、そこには伝統的実現概念で問題とされる〈実現・未実現〉の識別に倣って、かかる実現可能利得を〈未実現〉利得とする発想はないのである。別言すれば、SFAC No.5にあっては、かかる実現可能利得は一種

の〈実現〉利得としてみなされていると言えるのであるまいか。

ここで「実現・実現可能」要件と「稼得」要件とを内包する概念を SFAC No.5の《実現》概念と呼ぶとすれば、これらの要件を充足する収益・利得は⁽¹⁰⁾《実現》収益・利得として認識され、それらの要件を充たさないならば、それは《未実現》収益・利得となるので認識されない、ということになる。これからすれば、SFAC No.5の収益・利得の認識に対する考え方、すなわちSFAC No.5の《実現》概念は、収益（利益）認識概念としての伝統的実現概念の概念構成と同型である、と言えそうである。伝統的実現概念と異なる重要な点は、SFAC No.5の《実現》概念においては、「実現可能」要件が加えられることによって、伝統的実現概念では認識されなかった、いわゆる〈未実現〉保有利得が《実現》利得として認識され、認識範囲がそれだけ拡大されている、ということである。特定の保有利得であるとはいえ、それが他の収益や利得と同等に認識されることになったのは、SFAC No.5の一つの大きな革新と言える。

SFAC No.5の《実現》概念と伝統的実現概念との同型性を強調すれば、SFAC No.5は伝統的実現概念に立ち返ったと言いうる。しかしながら、かかる保有利得に関する革新を考慮すれば、SFAC No.5は将来のキャッシュ・フローに関する高い不確実性レベルを容認し（SFAC No.5 par.49, 50）、伝統的実現概念を拡張していることになる。観方を変えてこれを捉えれば、SFAC No.5の《実現》概念は57年版会計基準の実現概念に一步近づき、それは57年版会計基準の実現概念と伝統的実現概念との中間に位置する不確実性レベルを容認しようとしたものである、と言いうる。要するに、SFAC No.5における《実現》概念は伝統的実現概念への単なる回帰ではないのである。それどころか、SFAC No.5における《実現》概念は今までに見られなかったさらに新しい実現概念を形作っているとさえ言いうるのである。⁽¹¹⁾

それではSFAC No.5における《実現》概念は、SFAC No.6における再分類概念としての実現概念とどのように関連づけられるのか。

SFAC No.3には「実現可能」概念あるいは要件は存在していなかった（SFAC No.3 [1980]）。SFAC No.5の公表後に作成された、SFAC No.3の差替

えであるSFAC No.6は、「SFAC No.5は『実現した』という用語を（SFAC No.6と）同じ意味で用いており、それに関係する『実現可能』という概念を定義している」と付言している（SFAC No.6 [1985] par.143, footnote 56 括弧・引用者）。他方、SFAC No.5は「FASBの概念的枠組においては、『実現』および『実現可能』という用語は、厳密な意味で用いられており、非貨幣性資産の現金または現金請求権への転換または転換可能性に焦点が合わされている」（SFAC No.5 par.83, footnote 50）と述べる。このようにSFAC No.5とSFAC No.6との間で相互に言及される、「非貨幣性資産の現金または現金請求権への転換可能性」を表わす「実現可能」要件はSFAC No.5において新たに導入されたものである。何故なのであろうか。かかる問題の考察は再分類概念としての実現概念に大いに関係してくる。

SFAC No.6は、先に明らかにしたように、認識と実現との分離という考え方を採って、財務諸表の構成要素の認識に当たって57年版会計基準の実現概念に相当するものを構想し、他方において、厳格な意味の伝統的実現概念を再分類概念として据える。かかる概念枠組において、会計上記録され報告される保有損益としては、SFAC No.5が挙げる、市場性のある持分有価証券への投資などの特定の保有損益（SFAC No.5 par.42b）に留まらず、棚卸資産や固定資産の多くの資産について把握される保有損益が含まれる。

現にSFAC No.5はそのようなものの認識の可能性を次のように述べている。「たとえ保有している資産または負債について、その後に交換が行われることがないとしても、資産（負債）の簿価はしばしば歴史的交換価格からより低い（より高い）現在原価、現在市場価額または正味実現可能価額に切り下げ（切り上げ）られる。」（SFAC No.5 par.69）「現在の価格に基づく情報は、それが当該情報に関連するコストを費やしても妥当と認められるほどに十分に目的に適合するものであり、かつ信頼できるものであり、しかも代替可能な情報よりも目的の適合性が高いならば、認識されなければならない。」（SFAC No.5 par.90）

しかしながら、SFAC No.5はかかる「規範的会計概念枠組」の急激な推進を断念したのである（Miller=Redding [1986] 訳p.154, 171⁽¹²⁾）。何となれば、

FASBの委員であるJohn W. Marchに代表される次のような異議やコメント・レターが数多く提示されたからである。Marchは、「第90パラグラフ（前出の引用）の指針が現在価格の変動をそれが実現する前に認識する機会をもっと多く与えさせようとしているものであり、恐らくそれを狙っているものであろう」（SFAC No.5 訳p.256 括弧・引用者）と述べている。またコメント・レターには、「（収益または利得が生産の完了または資産の価格の変動の時点に認識されるという条件に関する〔「実現可能」要件に係する一引用者〕）第84パラグラフ(e)の指針は……現行実務の著しい変更であるとの懸念を表明する者もいた。」（SFAC No.5 par.106）

このためにFASBは、「規範的会計概念枠組」の急激な推進という立場に代えて、次のような立場を採ることを選択したのである。SFAC No.5における「認識基準および指針は、原則として現行の会計実務と抵触するものではなく、またそれを急激に変更しようとするものでもない。……FASBの狙いは、過去に会計実務の変更が行われた際に採られた方法と同様に、穏やかな改革といった方法で、将来、会計実務を変えてゆこうとすることである。」（SFAC No.5 par.2）

しかし、「固定資産として分類される市場性のある持分有価証券への投資」（FASB Statement No.12 [1975]）、「市場性のある有価証券につき特殊な会計実務慣行のある業種に対する投資」（FASB Statements No.12 [1975], No.60 [1982]）および「外貨換算会計」（FASB Statement No.52 [1981]）においてすでに保有損益の計上が認められているために（SFAC No.5 par.42b）、それらの認識のための概念用具をSFAC No.5においてどうしても提供する必要があったはずである。ここに「実現可能」概念あるいは要件の導入が必要であった一つの理由を見出すことができそうである。

「実現可能」概念あるいは要件の導入の一つの理由をこのように考えうるとすれば、またかかる概念あるいは要件は上述の特定の保有損益に限定して、それを実現損益と同等に認識する狙いをもって導入されたとすれば、実現概念から認識機能を剥奪し、敢えて実現概念を再分類概念として定立するまでもなか

ったと言いうる。というのは、認識と実現を区別して、棚卸資産や固定資産の広範囲に及ぶ保有損益の認識を可能にする認識規準を提唱するという急激な改革を目指さなくても、「実現可能」要件を内包に加えることによって伝統的実現概念の適用範囲を特定の保有損益にまで拡大するだけで所期の目的を達成することができたからである。つまり、SFAC No.5において必要とした《実現》概念は「実現可能」要件を付け加えた収益（利益）の認識概念で充分であったのである。SFAC No.5において再分類概念としての実現概念が積極的に適用されなかった理由をここに見い出すことができるのではなからうか。

しかしここに注意すべきは、SFAC No.5では、「新たに包括的利益損益計算書が取り上げられており、また特定の状況の下にあっては現在原価を評価基準とした情報が有用なものとなりえることもはっきりと謳われていたことから」(Miller=Redding [1986] 訳 p.164) 明らかなように、「規範的会計概念枠組」展開の可能性が全く閉ざされたわけではない、ということである。

このことは、実は、再分類概念としての実現概念に対してもそのまま当てはまるのである。SFAC No.6の次のような記述、すなわち「SFAC No.5は本ステイトメント (SFAC No.6) が用いているのと同じ意味で『認識』という用語を用いており、それを『実現』と区別している」(SFAC No.6 [1985] par.143, footnote 56 括弧・引用者) という記述は、SFAC No.5は再分類概念としての実現概念の展開の可能性を否定しているわけではないということを明言している、と解せられる。より具体的に言えば、このことは、もしも保有損益の認識の範囲がさらに拡大されることになれば、許容しうる不確実性のレベルが直ちに問題となり、いつでも再分類概念としての実現概念が登場しうることを意味している。要するに、SFAC No.6で展開されている概念的枠組が認識と測定概念枠として厳存しているのである。これは、SFAC No.5における《実現》概念の基底には、SFAC No.6における再分類概念としての実現概念が存在していることを明示するのである。

註

- (1) ウォート委員会は、1972年3月に『財務会計基準の確立』(Establishing Financial Accounting Standards)と題する報告書をAICPA常任理事会に提出し、以下のような勧告をした。これらの勧告事項は同年5月の理事会で正式に承認されている。①他のいかなる組織からも独立したプライベート・セクターとしての財務会計財団(Financial Accounting Foundation)の設置、②財務会計財団により任命される常勤・有給の7人の委員からなる財務会計基準審議会(FASB)の設置、③財務会計財団は約20名の委員からなる財務会計基準諮問委員会(Financial Standards Advisory Council)を任命するとともに、当財団は諮問内容についてFASBと協議すること、④上記の手続を完了した後に、会計原則審議会(APB)を解散すること(新井=広瀬[1988] p.68)。
- (2) SFAC No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises* [1978]; SFAC No.2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information* [1980]; SFAC No.3, *Elements of Financial Statements of Business Enterprises* [1980]; SFAC No.4, *Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations* [1980]; SFAC No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises* [1984]; SFAC No.6, *Elements of Financial Statements* [1985]。SFACからの引用は訳書に依拠するが、引用箇所によっては訳書に必ずしも依らないところがある。
- (3) 営利企業と非営利組織体とに共通する財務諸表の7つの構成要素は、資産、負債、持分または純資産、収益、費用、利得および損失であり、営利企業の財務諸表にのみ用いられる3つの構成要素は、出資者による投資、出資者への分配および包括的利益である(SFAC No.6 [1985] par.1)。実現概念との関係からは、年代順としては、SFAC No.3を取り上げるべきであるが、その内容はSFAC No.6にそのまま取り入れられているので、ここではSFAC No.6に依拠して関連パラグラフを引用・参照することとする。
- (4) SFAC No.3の公開草案で包括的利益概念が提示されたが、これについて多くの反対意見がFASBに寄せられた。これは、FASBが現在原価による評価を積極的に推し進めて行くように考えられたからである。かかる反対意見は、FASBが保有損益の収容場所をすでに用意していることの一つの証左となろう。以下のMiller=Redding [1986]からの引用はこの点をよく示している。「反対意見の大きな引き金となったものは、審議会が、これまで広く一般に親しまれてきた『利益』という概念の代わりに、『包括的利益』という、より広い観点から定義された利益概念を公開草案の中で使用したことによる。審議会がこの包括的利益という新しい利益概念を重視しはじめたことから、多くの利害関係者は、FASBが現在原価評価基準の採用をこれまで以上に積極的に推し進めてゆくという、大きな政策の変更を企

図しているものと考えに至った。」(訳p.161)

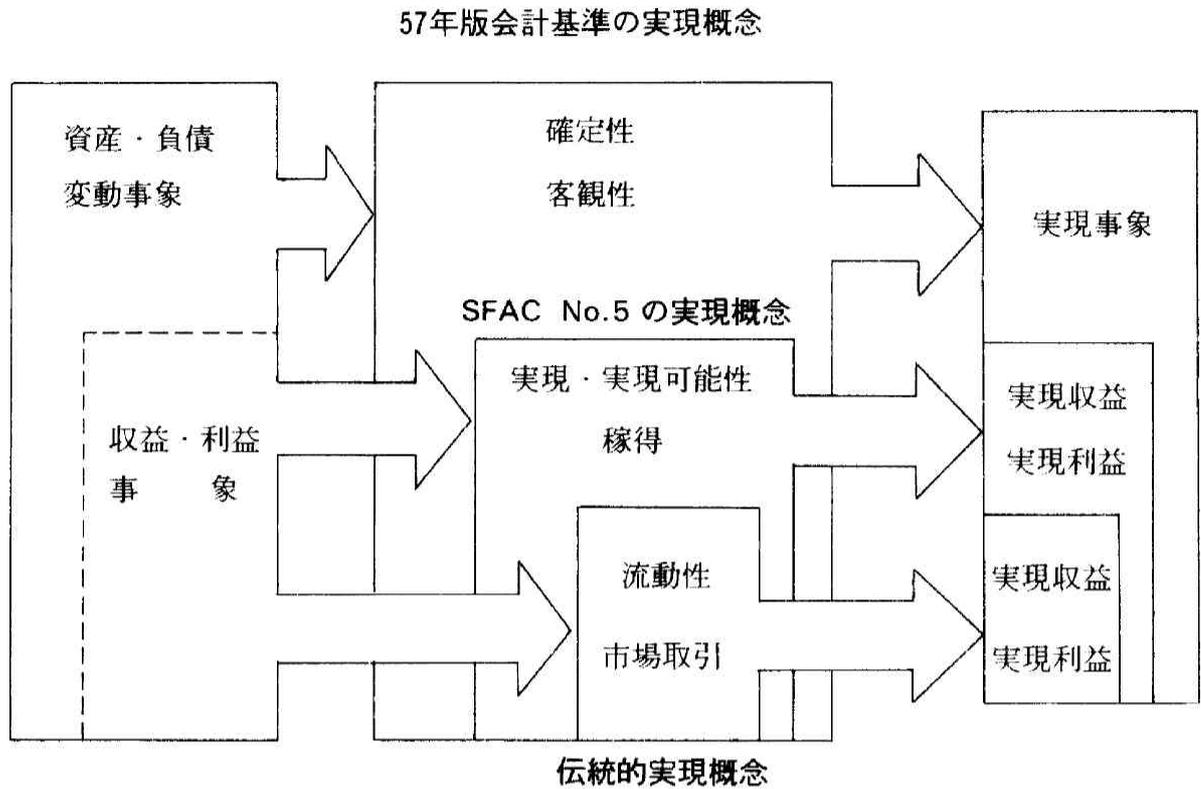
- (5) FASBはかかる目的をSFAC No.1から一貫して維持している (SFAC No.6 [1985] par.9)
- (6) Miller=Redding [1986]はこの点を次のように述べている。「(FASBが現在原価評価基準の採用をこれまで以上に積極的に推し進めてゆくのではないかという)利害関係者からの大きな反対意見の波は、このプロジェクトの、特に『認識と測定』という部分に一層大きな影響を与えることになった。」(訳p.161 括弧・引用者)
- (7)(8) APBステイトメント4号によれば、①稼得プロセスが完了したかあるいは事実上完了したこと、および②交換が行われたこと、の二つの要件による収益認識が「実現」と呼ばれている (APB Statement No.4 [1970] par.150)。「稼得プロセスの完了(または事実上の完了)」という第一の要件はSFAC No.5における(b)の「稼得」に対応する (SFAC No.5 par.83b, footnote 51)。「交換の存在」なる第二の要件は「収益を認識する時点とそれを記帳する金額の双方を確定」し、「入金額または入金されると期待された額」での収益の記帳を可能とさせる (APB Statement No.4 [1970] par.150)。

APBステイトメント4号の「実現」の解釈については、井尻 ([1971] p.50) や Schattke ([1972] p.240) のように伝統的実現概念と同様と観るものと、Staubus のように多少57年版会計基準の実現概念に近いと観るものの二つがあるようである。Staubusは次のように述べる。「これは通常の意味の実現であろうか。私はそうは考えない。伝統的な実現の意味は、ある資産を現金または現金請求権に転換することである。ここでの概念は『収益の認識』原則により近いのである。」(Staubus [1972] p.41) SFAC No.5は「APBステイトメント4号……においては、『実現』という用語は、さらに広く『認識』と同じ概念を表わすものとして用いられている」(SFAC No.5 par.83a, footnote 50)と述べていることからすれば、Staubusと同様の解釈を採っていることになる。

しかし、APBステイトメント4号では、特定の農作物や貴金属に対する収益認識は「実現」原則の例外としているので、むしろSFAC No.5における「実現可能」要件の方が適用範囲が広く、それだけ57年版会計基準の実現概念に近いとも言える。逆に言えば、「交換の存在」なる要件は伝統的実現概念の重要なメルクマールをなすと言いつるのではなからうか。このように考えるならば、実現分科会が「市場取引の存在」なる要件に固執したことが首肯できるのである。

- (9) 稼得利益は次のように規定されている。「稼得利益は、一会計期間に実質的に完了した(またはすでに完了済の)営業循環過程に関する資産流入額がかかる営業循環過程と直接的または間接的に当該過程に関連する資産流出額を超過する(または超過しない)程度と密接な関係にある当該会計期間の業績の測定値である。」

〔図表Ⅴ-1〕



(SFAC No.5 par.36)

- ⑩ カナダ会計基準機関（Accounting Standards Authority of Canada）の財務報告に関する概念的枠組においては「実現」概念として規定されている（Accounting Standards Authority of Canada [1987] sec.385）。
- ⑪ かかる SFAC No.5 における《実現》概念の概念図式を，〔図表Ⅴ-2〕に関連させて示すならば，上の〔図表Ⅴ-1〕のようになる。
- ⑫ Miller=Redding [1986] は次のように述べている。「認識に関する本質的な問題の解決を可能にする概念を，概念書第5号を通じてあきらかにするという審議会の当初のねらいは捨て去られ」（訳 p.186），「すでにあきらかにされている概念を基本的に支持すると同時に，評価基準として，歴史的な原価をとるべきか現在原価をとるべきかという問題をまともには議論の対象としない」（訳 p.164）という新しい戦略が採られた。すなわち，「会計の領域に大きな変革をもたらす規範的概念枠組を積極的に展開してゆこうとする1970年代後半当時の審議会の強い意向が消え失せてしまったことから，1980年代に入ると，審議会の取り組み姿勢はあきらかに消極的なものへと後退し，もはや審議会は自らを変革運動の中心に位置づけるようなことはしなくなっていた。」（訳 p.169）

VII. 結びに代えて——わが国に投げかけた新たな問題——

我々は、57年版会計基準が革新的な実現概念を公表したことが契機となった、その後の実現概念に係わる問題を、棚卸資産分科会、長期性資産分科会、実現分科会および外部報告分科会の報告書を辿りつつ、そしてFASB SFAC No.6 (No.3) および No.5 にまで至って検討してきた。いわば幾つかの「点」を取り上げ、それらの「点」と「点」とをなんらかの「線」で結びつけるという作業を行ってきたわけである。このような作業の過程で、我々は再分類概念としての新しい実現概念が各種の分科会を通じて形成され、そしてそれがSFAC No.6において確立されてくることを見出したのである。

しかしながら、SFAC No.6において確立したかに見えたかかかる再分類概念としての実現概念は、SFAC No.5においては表面に明確に現われずに、影を潜めてしまったようである。これを、我々が先に述べてきたような新しい実現概念の潜在化と観るか、あるいは実践的理由によるその後退もしくは挫折と観るか、はたまたさらに新たな実現概念を求めたなんらかの方向転換と観るかは問題のあるところであろう。いずれの観方を採るとしても、SFAC No.5は、事実として「実現・実現可能」要件と「稼得」要件とを内包する、今までに見られなかったさらに新しい《実現》概念を生み出していることには変わりはない。

とりわけ「実現可能」要件が付け加わることによって、伝統的実現概念では認識されなかった保有利得が、その種類は限定されているものの、新たに認識されることになり、しかもそれは伝統的実現概念での実現収益・実現利得と同列に扱われる。つまり、特定の資産・特定の保有利得に限定されているものの、将来のキャッシュ・フローに関して、伝統的実現概念が許容するレベルよりも高い不確実性のレベルが容認されて、そこでの実現可能利得は実現利得と区別されることなく、一様に分配可能利益を構成する実現利得として記録され報告されることになる。別言すれば、SFAC No.5における《実現》概念では許容される不確実性の範囲が拡がり、いわゆる伝統的実現概念が拡大され、それだ

けそれは57年版会計基準の実現概念に接近しているのである。

再分類概念としての実現概念に従えば、保有利得は客観性と確定性を充足しさえすれば認識されるけれども、それは必然的に実現利得となるわけではない。伝統的実現概念で含意される〈換価〉の意味を厳格化していけば、認識された保有利得を他の実現利得と区別して実現可能利得ないし未実現利得として再分類して記録し、分配可能利益を構成しないものとしてそれを別個に報告することが可能となる。このように、再分類概念としての実現概念によれば、実現利得と実現可能利得との識別、あるいは実現利得と未実現利得との区別が可能となるのである。しかし、これに対して、SFAC No.5における《実現》概念では、かかる実現利得と実現可能利得との識別はできたとしても、それらはおしなべて分配可能利益を構成する実現利得として認識されることになる。これからすれば、SFAC No.5における《実現》概念は再分類概念としての実現概念よりもむしろラディカルであるとさえ言いうる。「現行実務の著しい変更であるとの懸念を表明する」(SFAC No.5 par.106) 先に挙げたコメント・レターはまさに正鵠を射たものと言えそうである。

かかるコメント・レターで指摘された問題はわが国において現実となって現われたように思える。先物・オプション取引等の会計基準に関係して近年特に争点になっている実現概念問題がそれである。かかる問題とこれまでに明らかにしてきた実現概念との関連等の考察は今後検討すべき課題となろう。

それにしても約四半世紀をかけて創り出されてきた再分類概念としての実現概念、そしてSFAC No.5におけるさらに新しい《実現》概念の出現は、57年版会計基準によって拡張され拡散された実現概念が辿ってきた収斂の軌跡でもある。かかる軌跡は、我々に57年版会計基準で標榜された業績評価性実現概念と処分可能性実現概念たる伝統的実現概念との対立は依然として未解決のままであることを教えているように思えてならない。ここに至って、冒頭に掲げたキャロルの言葉が俄然真実味を帯びてくるのである。

【引用・参照文献】

- American Accounting Association (AAA), Executive Committee. "Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements." *The Accounting Review*, Vol.16, No.2 (June 1941), pp.133-39.
- Committee on Concepts and Standards. "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements—1957 Revision." *The Accounting Review*, Vol.32, No.4(October 1957), pp.536-46.
- Committee on Concepts and Standards—Long-Lived Assets.Supplementary Statement No.1. "Accounting for Land, Buildings, and Equipment." *The Accounting Review*, Vol.39, No.3(July 1964), pp.693-99.
- Committee on Concepts and Standards—Inventory Measurement. Supplementary Statement No.2 "A Discussion of Various Approaches to Inventory Measurement." *The Accounting Review*, Vol.39, No.3 (July 1964), pp.700-14.
- Committee on Concepts and Standards—General."Report of the Committee on Concepts and Standards—General." *The Accounting Review*, Vol.39, No.2 (April 1964), pp.425-31.
- 1964 Concepts and Standards Research Study Committee—The Realization Concept. "The Realization Concept." *The Accounting Review*, Vol.40, No.2 (April 1965), pp.312-22.
- 1964 Concepts and Standards Research Study Committee—The Matching Concept."The Matching Concept." *The Accounting Review*, Vol.40, No.2 (April 1965), pp.368-72.
- A Statement of Basic Accounting Theory* [ASOBAT]. Evanston, Illinois : American Accounting Association, 1966.
- Committee on Concepts and Standards—External Financial Reporting. "Report of the 1973—73 Committee on Concepts and Standards—External Reporting." Supplement to *The Accounting Review* (Vol.49 1974), pp.203-22.
- Accounting Principles Board (APB). *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*. APB Statement No.4. New York : American Institute of Certified Public Accountants, 1970.
- Arnett, Harold E. "Recognition as a Function of Measurement in the Realization Concept." *The Accounting Review*, Vol.38, No.4 (October 1963), pp.733-41.
- Coombes, Robert J. and Martin, Carrick A. *The Definition and Recognition of Revenue under Historic Cost Accounting*. Accounting Theory Monograph No.3. Melbourne, Australia : Australian Accounting Research Foundation, 1982.

- Davidson, Sidney. "The Realization." In *Modern Accounting Theory*. pp.99-116. Edited by Morton Backer. Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice-Hall, Inc., 1966.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No.1. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1978.
- . *Qualitative Characteristics of Accounting Information*. Statement of Financial Accounting Concepts No.2. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1980.
- . *Elements of Financial Statements of Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No.3. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1980.
- . *Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*. Statement of Financial Accounting Concepts No.4. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1980.
- . *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No.5. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1984.
- . *Elements of Financial Statements*. Statement of Financial Accounting Concepts No.6. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1985.
- 平松一夫 = 広瀬義州 訳『FASB 財務会計の諸概念』 中央経済社 1988年。
- . *Accounting for Certain Marketable Securities*. Statement of Financial Accounting Standards No.12. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1975.
- . *Foreign Currency Translation*. Statement of Financial Accounting Standards No.52. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standard, 1981.
- . *Accounting and Reporting by Insurance Enterprises*. Statement of Financial Accounting Standards No.60. Stamford, Connecticut : Financial Accounting Standards Board, 1982.
- Finney, H.A. and Miller, Herbert E. *Principles of Accounting—Advanced*. New York : Prentice-Hall, Inc., 1952.
- Gilman, Stephen. *Accounting Concepts of Profit*. New York : The Ronald Press, Co., 1939.
- Horngren, Charles T. "How Should We Interpret the Realization Concept ?" *The Accounting Review*, Vol.40, No.2 (April 1965), pp.323-33.

- Ijiri, Yuji. "Critique of the APB Fundamentals Statement." *The Journal of Accountancy*, Vol.132, No.5 (November 1971), pp.43-50.
- . *Historical Cost Accounting and Its Rationality*. Research Monograph No.1. Vancouver, British Columbia : Canadian Certified General Accountants' Research Foundation, 1981.
- Kell, Walter G. "Report of the 1963 President." *The Accounting Review*, Vol.39, No.2 (April 1964), pp.421-24.
- Kohler, Eric L. *A Dictionary for Accountants*. Fourth Ed. Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice-Hall, Inc., 1970.
- Miller, Paul B.W. and Redding, Rodney J. *The FASB : The People, the Process, and the Politics*. Homewood, Illinois : Irwin.1986. (高橋治彦 訳『The FASB 財務会計基準審議会——その政治的メカニズム』 同文館 1989年。)
- Mobley, Sybil C. "The Concept of Realization : A Useful Device." *The Accounting Review*, Vol.41, No.2 (April 1966), pp.292-96.
- . "Measures of Income." *The Accounting Review*, Vol.43, No.2 (April 1968), pp.333-41.
- Myers, John H. "The Critical Event and Recognition of Net Profit." *The Accounting Review*, Vol.34, No.4 (October 1959), pp.528-32.
- Paton, W.A. *Accounting Theory*. Lawrence, Kansas : Scholars Book, Co., 1973 (re-print).
- . and Littleton, A.C. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. Monograph No.3. Columbus, Ohio : American Accounting Association, 1940.
- Schattke, R.W. "An Analysis of Accounting Principles Board Statement No.4." *The Accounting Review*, Vol.47, No.2 (April 1972), pp.233-44.
- Sprouse, Robert T. "Observations Concerning the Realization Concept." *The Accounting Review*, Vol.40, No.3 (July 1965), pp.522-26.
- . and Moonitz, Maurice. *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*. Accounting Research Study No.3. New York : American Institute of Certified Public Accountants, 1962.
- Staubus, George J. "Comments on 'Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements——1957 Revision'." *The Accounting Review*, Vol.33, No.1 (January 1958), pp.11-24.
- . "An Analysis of APB Statement No.4." *The Journal of Accountancy*, Vol.133, No.2 (February 1972), pp.36-43.
- Storey, Reed K. "Revenue Realization, Going Concern and Measurement of Income."

- The Accounting Review*, Vol.34, No.2 (April 1959), pp.232-38.
- . *Matching Revenue with Costs*. New York : Arno Press, 1978.
- The Accounting Standards Authority of Canada. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Vancouver, British Columbia: The Accounting Standards Authority of Canada, 1987.
- The Oxford English Dictionary*. Vol.8. London : Oxford University Press, 1961.
- Vatter, William J. "Postulates and Principles." *The Journal of Accounting Research*, Vol.1, No.2 (Autumn 1963), pp.179-97.
- Welsch, Glenn A. "Report of the 1964 President." *The Accounting Review*, Vol.40, No.2 (April 1965), pp.430-33.
- Windal, Floyd W. *The Accounting Concept of Realization*. Bureau of Business and Economic Research, Graduate School of Business Administration, Occasional Paper No.5. East Lansing, Michigan : Michigan State University, 1961[1961a].
- . "The Accounting Concept of Realization." *The Accounting Review*, Vol.36, No.2 (April 1961)[1961b], pp.249-58.
- . "Realization—A New Look at an Old Concept." *The New York Certified Public Accountant*, Vol.33, No.6 (June 1963), pp.395-404.

青柳文司『会計学の原理』 中央経済社 1968年。

浅羽二郎「実現概念の変化とその視点——AAA 64年概念および基準調査研究委員会報告書について」『企業会計』 第17巻 第8号 (1965年), pp.79-84。

新井清光「取得原価主義会計の再検討」『会計』 第103巻 第1号 (1973年), pp.15-36。

————— = 広瀬義州『国際財務会計基準』 中央経済社 1988年。

新井益太郎「棚卸資産評価の視点——アメリカ会計学会概念及び基準委員会追録意見書第2号の紹介を中心として」『実務会計』 第1巻 第3号 (1965年), pp.54-62。

飯野利夫「収益費用会計」, 黒澤清他『現代会計学全集1・現代会計学一般理論』(春秋社 1958年) [1958 a] 所収, pp.103-69。

————— 「アメリカ会計学会 (AAA) 『株式会社財務諸表に関する会計及び報告基準1957年版』(1)」『ビジネス・レビュー』 第5巻 第4号 (1958年) [1958 b], pp.119-28。

————— 「アメリカ会計学会 (AAA) 『株式会社財務諸表に関する会計及び報告基準1957年版』(2)」『ビジネス・レビュー』 第6巻 第2号 (1958年) [1958 c],

pp.93-109。

----- 「アメリカ会計学会 (AAA) 『株式会社財務諸表に関する会計及び報告基準1957年版』(3) 『ビジネス・レビュー』 第6巻 第4号 (1959年), pp.53-64。

----- 「長期使用資産の会計——AAA サプリメンタリー・ステートメント第1号を中心として」 『実務会計』 第1巻 第3号 (1965年), pp.35-40。

----- 『財務会計論〔改訂版〕』 同文館 1983年。

五十畑 隆「進展する金融自由化」 『企業会計』 第41巻 第7号 (1989年), pp.12-17。

植野郁太「AAAの『実現概念』」 『実務会計』 第1巻 第9号 (1965年), pp.56-63。

岡村勝義「課税所得計算における実現概念」 『経済貿易研究』 (神奈川大学) 第7号 (1979年), pp.35-50。

----- 「原価主義会計における価額決定規則の意味——貨幣財・非貨幣財間交換に関する価額決定規則を中心にして」 『商経論叢』 (神奈川大学) 第19巻 第3号 (1984年), pp.165-202。

----- 「会計上の実現概念の拡散と収斂(1)——アメリカにおける実現概念の系譜(1957—1985年)」 『商経論叢』 (神奈川大学) 第25巻 第4号 (1990年), pp.1-28。

加藤盛弘「営業取引における収益実現」 『企業会計』 第17巻 第8号 (1965年), pp.64-70。

『企業会計』 編集部「企業会計審議会第一部会開催」 『企業会計』 第41巻 第6号 (1989年) [1989 a], p.96。

----- 「企業会計審議会第一部会小委員会における審議経過と今後の予定」 『企業会計』 第41巻 第12号 (1989年) [1989 b], p.105。

近藤洋逸=好並英司『論理学概論』 岩波書店 1982年。

阪本安一「土地・建物・設備の会計についてのAAA補足意見書を評す」 『実務会計』 第1巻 第3号 (1965年), pp.28-34。

嶋 和重「会計における実現概念」 『拓殖大学論集』 (拓殖大学) 第51号 (1966年), pp.127-47。

白鳥庄之助「先物損益の認識と開示」 『企業会計』 第42巻 第1号 (1990年), pp.46-52。

醍醐 聰「実現基準の再構成」 『企業会計』 第42巻 第1号 (1990年), pp.81-87。

高橋芳蔵「棚卸資産に関する取替原価の主張について」 『実務会計』 第1巻 第3号 (1965年), pp.45-53。

中島省吾「実現概念の発展」 『企業会計』 第17巻 第8号 (1965年), pp.58-63。

日本興業銀行企業金融研究会編『ニュー・コーポレート・ファイナンス——新時代の企

- 業財務戦略』 日本経済新聞社 1988年。
- 日本公認会計士協会「債券先物取引の会計処理」（1985年10月8日）[1985 a]。
 —————「『債券先物取引の会計処理』の解説」（1985年10月8日）[1985 b]。
 —————東京会編『財務戦略と財テク』 第一法規 1988年。
- 原 信＝荒井 勇編『先物取引——金融先物時代の新潮流（第2版）』 有斐閣 1987年。
- 福島孝夫『会計収益認識論』（大阪府立大学経済研究叢書第47冊） 大阪府立大学 1978年。
- 森田哲彌「実現概念・実現主義に関するノート」『一橋論叢』 第83巻 第1号（1980年）， pp.108-17。
 —————「企業会計原則における収益（利益）認識基準の検討——実現主義の観点から」『企業会計』 第42巻 第1号（1990年）， pp.18-24。
- 諸井勝之助「AAA 会計基準57年版に関する一考察——基礎的諸概念を中心として」『産業経理』 第18巻 第1号（1958年）， pp.46-49。
- 柳 隆次「先物・オプション取引の会計処理問題——企業会計審議会における検討状況」『企業会計』 第42巻 第1号（1990年）， pp.39-45。
- 山榊忠恕「実現概念に関するレポートについて」『実務会計』 第1巻 第9号（1965年）， pp.64-69, 88。
- ルイス・キャロル／マーチン・ガードナー注／高山 宏 訳『鏡の国のアリス』 東京図書 1980年。
- 若杉 明「実現概念の展開——F.W. ウィンダルの所説を中心として」『商学論集』（福島大学） 第32巻 第1号（1963年）， pp.56-105。
 —————「保有利得および損失について」『企業会計』 第17巻 第8号（1965年）， pp.71-78。
 —————『企業会計基準の構造』 財経詳報社 1966年。
 —————「実現概念に関する一考察——S.C. モブレイの所説を中心として」『税経通信』 第21巻 第10号（1966年）[1966 b]， pp.19-27。

（上記の【引用・参照文献】は本論文全体のものである。）

(1991. 2.15)